

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	74 件
国民年金関係	57 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年9月まで

私が60歳になる前に社会保険事務所から通知があり、未納期間は無いと思っていたのに、申立期間の9か月間の国民年金保険料が未納とされていることを知り驚いた。申立期間当時は、夫婦で経営していたA業の経営も順調であり、保険料の支払いに困るようなことは無く、私が必ず夫婦二人分の保険料と一緒に男性の集金人に支払っていたのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は、夫婦で行っていた商売も順調で、保険料納付に困ることは無く、夫婦二人分の保険料は自分が一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、申立人の手帳記号番号は、A市が実施した国民年金特別適用対策事業により昭和41年にA市役所から払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料を納付することは可能であったほか、当時の保険料は集金人により収納しており、申立内容と符合している。

また、申立人及びその夫の申立期間前後の納付状況を見ると、申立期間前の昭和48年4月から49年12月までの期間、及び申立期間後に当たる昭和50年10月以降の期間については、夫婦共に現年度納付しているが、申立期間については、申立人が未納で、申立人の夫は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間について納付済みとなっている申立人の夫の記録を見ると、申立期間のうち昭和50年1月から同年5月までの5か月分は過年度納付と記

録され、同年6月から同年9月までの4か月分は、過年度納付又は現年度納付の区別こそ困難であるものの、納付済みとなっていることが確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していた中で、申立人の分のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間において、夫婦の生活状況等に特段の変化は認められないほか、申立人は、手帳記号番号の払出しを受けた昭和41年4月以降、申立期間を除き60歳まで保険料を完納しているほか、申立人の夫も国民年金制度が発足した36年4月以降、60歳まで保険料を完納しているなど、夫婦共に納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月及び同年9月

年金を受給できる満65歳が近づいたことから、平成19年に社会保険事務所で年金受給の相談をしたところ、その際に、昭和41年4月から同年6月までの国民年金保険料が未納であると言われた、ところが、その後、社会保険事務所から改めて、上記期間は納付済みで同年8月及び同年9月が未納であるとの回答を受けた。

保険料は、20歳の時に国民年金に加入してから60歳まで継続して納付しているはずであり、申立期間についても保険料を納付していたのは間違い無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和38年1月に国民年金被保険者資格を取得して以降、60歳到達日が属する月の前月まで国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人の保険料納付記録については、当初、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録、及びA市の被保険者名簿の記録において、それぞれ異なった記録がなされており、申立人の納付記録に係る行政機関の事務管理は適切でなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間において、夫婦二人分の保険料を自身と一緒に納付したとしているところ、申立期間と重なる昭和41年7月から同年9月までの申立人の夫の保険料については、社会保険庁の記録では未納とされている一方、市の被保険者名簿では、納付とみてとれる記録が残されている。

加えて、申立人は39年以上の長期にわたって保険料を納付しており、この納付意識が高い申立人が2か月と短期の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から46年5月まで
② 昭和46年6月から53年3月まで
③ 昭和59年10月から同年12月まで

私は、A業を開業した昭和46年6月に、B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、過去4年間ほどの保険料が納められることを聞き、市役所に現金で何千円かを納めた。加入後は、銀行で継続して保険料を納付（途中から口座振替による保険料納付）していたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入後の保険料納付は、口座振替制度等により継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間③について、申立人夫婦の納付状況をみると、口座振替により納付していることが確認でき、昭和53年4月以降、申立期間③の3か月を除き、国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、当時、口座振替が不能の場合や未納があれば市役所や社会保険事務所から納付書や催告等が送付される取扱いとなっていたが、申立人の特殊台帳には催告が行われた形跡が無い上、申立人の当時の生活状況等を踏まえると、申立期間③のみ未納となっているのは不自然である。

次に、申立期間①及び②について、申立人は、昭和46年6月にB市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年11月10日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から

確認できる。また、同年4月から54年3月までの保険料を夫婦共にさかのぼって同年12月に過年度納付していること、同年4月からの保険料を現年度納付していることが特殊台帳から確認できる。

また、申立期間①及び②のすべてを納付するためには、特例納付が必要となる。そのすべてを特例納付した場合、保険料額は49万6,000円となり、納付期間、納付金額ともに申立内容とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる^{こんせき}痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、納付手続をめぐる記憶が曖昧^{あいまい}であるほか、申立期間①及び②の保険料納付をうかがわす関連資料等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から53年3月まで
② 昭和59年10月から同年12月まで

主人がA業を開業した昭和46年6月に、B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。最初の何か月分かの国民年金保険料を市役所の窓口で納めた後は、夫婦共に継続して保険料を銀行で納付（途中から口座振替による保険料納付）していたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入後の保険料納付は、口座振替制度等により継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②について、申立人夫婦の納付状況をみると、口座振替により納付していることが確認でき、昭和53年4月以降、申立期間②の3か月を除き、国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、当時、口座振替が不能の場合や未納があれば市役所や社会保険事務所から納付書や催告等が送付される取扱いとなっていたが、申立人の特殊台帳には催告が行われた形跡が無い上、申立人の当時の生活状況等を踏まえると、申立期間②のみ未納となっているのは不自然である。

次に、申立期間①について、申立人は、昭和46年6月にB市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年11月10日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。また、同年4月から54年3月までの保険料を夫婦共にさかのぼ

って同年12月に過年度納付していること、同年4月からの保険料を現年度納付していることが特殊台帳から確認できる。

この場合、この国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付を行わない限り、制度上、申立期間①のすべての保険料は納付することはできず、申立人が昭和46年6月に加入手続を行い継続納付してきたとの陳述には符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる^{こんせき}痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、納付手続をめぐる記憶が曖昧^{あいまい}であるほか、申立期間①の保険料納付をうかがわす関連資料等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間①について、当時、私は療養のため、A市に転居した。この間の国民年金保険料について、両親に納めてもらいたいので姉に相談すると「心配するな」と言われ、両親に納めてもらうため、私宛の郵便物（納付書）は両親の元に届くようにした。両親は、B業をしていて金銭的に余裕があり、未納とされていることは納得できない。

申立期間②について、未納の記録とされていることを年金特別便が来て初めて気がついた。私は当時から保険料を納めるたびに、未納が無いか社会保険事務所に確認をしていたので、未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、療養後の保険料は自分で納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②前後の記録をみると、申立人がC市に転居した昭和55年5月19日の時点で、申立期間②を含む54年12月から55年3月までの間が未納期間であったことが同市の被保険者名簿から確認できる。その後、昭和53年8月及び同年9月の国民年金保険料について、厚生年金保険加入期間との重複納付が判明したことから、56年3月9日に54年12月の国民年金未納期間に充当処理（充当後の差額保険料は還付処理）されていることが市及び社会保険庁の記録で確認できる。この手続の際に、社会保険事務所では申立人に対して、当該期間の充当処理とともに昭和55年1月から同年3月までの間の納付書を送付していることが、特殊台帳から確認できる。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月から現在まで、国民年金と厚生年金保険との資格の切替えが計 13 回に及ぶが、そのすべてにおいて的確に資格の変更手続が行われ、保険料を完納していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

さらに、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立人が自ら保険料納付を行っていた時期において、納付書が送られていながら、あえて昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立人は、申立期間①について、当時、病気療養のため A 市に居住していたので、国民年金の保険料を申立人の両親に納付してもらったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 1 月 10 日に D 市で払い出されたものであることが同記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳から確認できる。申立人がこの手帳記号番号によって、国民年金における住所の変更手続等を行ったのは、C 市に住所を移した後の 55 年 5 月 19 日であることが確認できる。このため、同市が保管する検認記録を見ると、前住所地までの納付記録が引き継がれているものの、申立期間①は未納の記録となっている。

また、申立人には、昭和 52 年 11 月 28 日に E 市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、この同記号番号によって、同年 4 月から 53 年 9 月までの間の保険料が納付されていることが特殊台帳から確認できる。申立人は、E 市に居住していた申立人の姉を通して申立人の両親へ保険料の納付依頼を行ったと陳述しており、申立人の両親が納付した保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧であるほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から57年2月まで

昭和55年4月から57年2月の国民年金記録が免除期間とされているが、その期間は妻がA市内の銀行で一緒に夫婦二人分の保険料を納めていた。

国民年金加入時からすべて妻と納付状況を夫婦二人共に一緒にしてきたのに、社会保険庁の記録では、自分が免除で妻が納付とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月31日に夫婦連番で払い出されている上、平成18年度以前の納付日の確認できる143か月についてはすべて夫婦同一日に納付していることが確認でき、夫婦二人分の申立期間当時の納付形態(現年度・過年度の別、未納、申請免除も申立期間を除き同一であることなどから、申立人の陳述どおり、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間以外に申立人は2期間の、申立人の妻は3期間の申請免除期間があり、夫婦はこれらの期間について免除申請を行ったこと及びその理由を鮮明に記憶している。一方、申立期間について、夫婦二人は免除申請を行った記憶は無いとしているところ、申立人の妻の昭和55年度の記録が申請免除期間から現年度納付期間に変更されていることが特殊台帳から確認できることから、行政側の事務処理の過程で申立人の納付の記録が漏れた可能性も否定できない。

さらに、申立期間について申立人の妻は納付済みとなっており、申請免除の審査は世帯単位で行われることなどを勘案すると、所得のある申立人が申請免除となり、申立人の妻が納付済みとなっているのは不自然である。

加えて、夫婦は、申立期間については申立人の退職金があり、保険料の納付

に支障は無かったと陳述しているところ、申立期間及びその前後において納付状況の確認できる昭和55年3月及び56年4月から57年2月までの期間、申立人の妻は現年度納付していることなどから、保険料の納付に支障は無かったとする陳述に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

昭和48年1月に任意で国民年金に加入して以来、60歳まで国民年金保険料を納付してきた。

当時の保険料は、直接市役所の窓口で支払っており、督促があった記憶は無く、漏れること無く国民年金保険料を支払ってきたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

当該期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に国民年金に任意加入し、60歳に達するまですべての期間の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入記録をみると、昭和48年1月16日に任意加入として資格を取得していることが確認できることから、申立人は、保険料の納付意志があるため国民年金に任意加入したものと考えられ、申立期間を除き第3号被保険者であった期間を含めて60歳に達するまで保険料を完納しており、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②共に、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は当時、生活に特段の大きな変化は無かったとしていることから、申立人の納付意識の高さを勘案すれば、国民年金に加入後、間も無い時期に保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年2月まで

平成3年7月に、厚生年金保険から国民年金に切り替えるため、A市役所に手続に行った時、持っていた年金手帳の国民年金の番号と「初めて被保険者となった日」(昭和43年8月27日)が取り消され、新しい番号と日付(平成3年7月4日)に書き直された。この時は、この手続の意味することが分からなかったが、何かおかしいとは思った。後にこの期間が未加入とされていることを知り、この手続により納付記録が消えたものと考えた。

自分は加入手続や納付に関与しておらず、両親が手続等をしてくれたと思うが、自分名義の手帳を見た記憶はあり、納付の印も押されていたように思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人の最初の手帳記号番号は、昭和47年5月31日に申立人の父と連番で払い出されていることが確認できるが、払出日からすると申立期間のうち、43年8月から45年3月までの期間は、制度上保険料を納付することはできない。

また、この手帳記号番号については、昭和51年6月10日に資格を取り消されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、A市における世帯ごとの国民年金に係る記録においても資格を喪失されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付等、国民年金に関する手続を行ったことは無く、両親が手続及び保険料の納付をしてくれたと思うが、両親からそのような話を聞いたことは無いとしている。

加えて、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読検索及び

昭和41年11月から48年3月までの手帳記号番号払出簿の縦覧点検を行なったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

ところで、申立人の国民年金に関する手続等を行っていたとする、当時、申立人と同居していた両親の保険料納付状況を見ると、父親は、申立人と連番で昭和47年5月31日に払い出された手帳記号番号により、36年4月までさかのぼって保険料を納付するとともに60歳に達するまで保険料を完納していることが確認でき、母親についても41年10月7日に払い出された手帳記号番号により、同年同月から60歳に達するまで保険料を完納していることが確認できることから、申立人の両親の納付意識が高かったと考えられる。

このように、申立人と一緒に国民年金への加入手続をしながら自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を全く納付しなかったとするのは、両親の納付意識の高さからすると不自然さは否めず、申立人の手帳記号番号が払い出された後は、両親の保険料と共に、申立人の保険料も納付されていたとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで

昭和47年ごろ、私が国民年金保険に加入していないのを知った義理の姉が、A市役所に加入手続きをしてくれ、36年4月から47年3月までの保険料をさかのぼって一括納付してあげたから、その後は自分で支払うようにと言われ、以後自分で支払ってきた。

義理の姉が一括納付してくれた金額は、昭和47年当時の私の給料1か月分7万円程度であったと後に義理の姉から聞いた記憶がある。36年4月から47年3月までの期間の未納を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡き義姉が、昭和47年ごろに、国民年金加入手続きを行い、当時実施されていた特例納付制度を活用し、36年4月から47年3月までの保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、A市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人が昭和47年4月8日に国民年金加入手続きを行い、36年4月1日にさかのぼって国民年金強制加入資格を取得していることが確認でき、申立内容と符合していることが分かる。また、同名簿の納付記録をみると、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料を完納していることが確認できた。

さらに、義姉が特例納付したとする昭和47年4月は、第1回の特例納付実施期間中であり、特例納付制度を活用することにより、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を一括納付することが可能であったことが分かる。

加えて、申立人が亡き義姉が一括納付したと記憶している金額(7万円程度)は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人の兄が、昭和47年当時、義姉から申立人のために国民年金保険料を一括納付して良いかとの事前相談があり、その後保険料を支払ってきたと言っていたと証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月及び同年5月

私は、市役所から納付書が届いてもそれを使用せず、市役所に出向いて自分の納付すべき期間及び保険料を計算してもらい、併せて納付書を作成してもらい、その納付書を使って、庁舎内の銀行で数か月分から約1年分の保険料をまとめて納付することにしていた。かような納付形態を採っていたので、2か月という短い期間が未納となることは考えられない。上記期間について、私の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫の商売は大変儲かっていたので、国民年金への加入後の保険料については、数か月分以上をまとめて納付していたと申し立てている。

そこで、特殊台帳及びA市国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和52年11月21日に国民年金への任意加入手続を行い、それ以降の保険料については、申立期間の2か月を除き、強制加入被保険者期間を含め平成14年10月まで保険料を納付していることが確認できる。

また、昭和52年11月から申立期間を含む60年3月までの期間の納付状況を見ると、昭和53年度分と54年度分の保険料は、それぞれ前納しており、申立内容と符合しているほか、それ以降の保険料についても、申立期間を除き、いずれも現年度納付していることが確認でき、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事は順調であったとしており、また、申立人の住所に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の2か月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間①について、私は、A業の研修中であつたが、B店の店主が納めてくれていたはずである。また、申立期間②は結婚後の期間にあたり、独立して開業したC店も順調であつた。経理はすべて私が行い夫婦二人分の保険料は一緒に納付していたのに、専業主婦であつた妻は納付済みとなっているのに私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の保険料について、夫婦二人分を一緒に納付しており妻のみが納付済みとなっているのは不自然であるとして申し立てている。

そこで、社会保険事務所の特殊台帳をみると、申立期間②の直前の昭和48年4月から49年3月までの期間の保険料について、申立人の妻は、48年4月から同年12月までの期間の保険料を現年度納付、49年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付しているのに対し、申立人は、48年4月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、納付方法に差異がみられる。また、申立期間②と重なる期間の申立人の妻の納付記録をみると、平成19年7月に社会保険庁が職権訂正するまでは、妻の記録も未納であつたことが分かる。

しかし、申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間の納付記録についても、当初未納であつたものが平成19年7月に納付済みに訂正されていることが確認でき、申立人とその妻の納付記録を職権訂正した根拠となっている、E市の被保険者名簿の納付記録をみると、申立人の妻の昭和49年度の記録は

後日追記されたものであることが推定できることから、申立期間②当時の市及び社会保険庁の記録管理が必ずしも適切でなかったことがうかがわれる。

また、申立期間②の前後を通じて、申立人の仕事は順調であったとしており、生活状況に特段の変化は認められず、夫婦二人分の保険料をおおむね一緒に納付していたことがうかがわれるところ、申立人の12か月分のみが未納とされているのは不自然である。

次に、申立人は、申立期間①について、A業務従事者としての研修中であったが、店主が保険料を納付していたはずだと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和40年4月に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間のうち、37年12月以前の保険料は制度上納付することができず、38年1月から40年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は保険料納付に直接関与していない上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、また、納付をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、申立期間①当時の住所を管轄していた2か所の社会保険事務所において、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を調査するとともに、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

私は、昭和44年ごろ、A市で国民年金加入を勧められ手続をした。昼間は勤めていたのでなかなか納付に行けないままB市に転居した際、市役所窓口で未納保険料の納付書をもらい銀行で支払った。その後も督促の納付書が届いたら銀行で支払うか、自分で行く時間が無い時は勤め先の人に代わりに銀行に行ってもらっていた。

結婚する前の2年から3年間は住民票を変えないまま転居したため納付をしていない期間もあったが、後に理由を書いて申請すると免除になると聞いてさかのぼって申請した記憶がある。

昭和50年11月に結婚してからは妻が最初の1～2回はB市の窓口で、その後は私の口座から口座振替で夫婦二人分を一緒に納めていたので、7年間も未納があるのはおかしい。特に結婚してからの申立期間は、妻は納付になっているのに自分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の昭和44年4月から50年10月までの期間の国民年金保険料については自身が、結婚後の同年11月以降については、妻が納付していたと申し立てている。

また、申立人とその妻が結婚後に居住していたB市の被保険者名簿をみると、妻については、昭和50年9月から継続して国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、51年1月から、申立人名義の銀行口座から保険料の自動引落としを開始していることが確認できる。一方、申立人についてみると、昭和50年11月以降53年3月まで未納の記録となっており、また妻と同様に

51年1月から保険料の口座引落としを開始した記録がみられない。

さらに、申立人が所持している、妻の国民年金保険料領収書をみると、妻は、昭和50年11月分までは、C市で保険料納付しており、同年12月分からB市で保険料納付を開始していることがわかる。

以上のことから、申立人の妻は、昭和50年12月分の夫婦二人分の国民年金保険料をB市が発行した納付書により納付し、51年1月以降の保険料については、申立人名義の銀行口座から夫婦二人分が同時に引き落とされていたと考えることが相当である。

次に申立期間のうち、結婚前の期間についてみると、同期間の保険料を現年度または過年度納付することは可能であったことが分かる。しかし、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる事情等も見当たらない。

また、申立人は結婚前に住民票の移動手続を行わないままD市に居住していたと申し立てており、このことは、B市の被保険者名簿に「不在被保険者」と記録されていることと符合し、また、不在であったことから集金人による現年度保険料の納付はできなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人はB市で婚姻の手続の際、過年度分の免除申請の手続をしたと申し立てているが、B市より制度上3か月を超える遡^{そきゅう}及申請はできなかった、との回答があった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から56年1月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、サラリーマンの妻でも任意加入できることを知って、将来年金をもらって少しでも小遣いにしたいと思い、記憶は定かではないが、夫が役員をしていた会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年4月以後にA市役所で国民年金の加入手続をした。

A市に住んでいた当時、友人と国民年金の話をした時に「お互い将来のためしっかり掛けて行こう」と言ったことを記憶している。

国民年金保険料は、国民年金加入後から昭和54年ごろまでは、A市役所から送られてきた納付書で銀行又は郵便局で固定資産税と一緒に納付したように思う(申立期間①)。

その後、家の事情で昭和54年ごろから58年10月までの間、B市とA市の両方の家を行き来することとなったため、A市の自宅の斜め前に住む友人に、自宅の管理や請求書等の郵便物の確認に合わせて、住民票は異動していなかったため、国民年金の保険料や固定資産税の納付も依頼していた(申立期間②)

昭和58年10月にA市からB市に転居してからは、B市から送られてきた納付書で毎月7,000円ぐらいの保険料をC駅前の銀行で私が納付した。また、昭和61年4月にD市に転居してからも同年3月分はE駅前の銀行で私が保険料を納付した(申立期間③)。

なお、D市に転居後の国民年金の住所変更届はしなかったかもしれないと思うが、第3号被保険者の切替えは、夫が手続をしたと思う。

申立期間①、②及び③については、確かに国民年金保険料を納付したので、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は自宅の斜め前に住む友人に国民年金保険料や税金の納付を依頼していたとしているところ、その友人は申立人から頼まれ、申立人の家の管理をするために合い鍵を預かったこと、郵便物を確認していたこと、国民年金保険料及び固定資産税を立て替えて自身の分と一緒に納付をしていたことなど、当時の状況について具体的に証言している。

また、申立人の上述の友人は、申立期間②当時は国民年金に任意加入し、保険料は納付済みであることに加え、同人が申立人から保険料納付を依頼されていた申立期間の前後の保険料も納付済みであることから、3か月と短期である申立期間を申立人の友人が納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、夫が役員を務める会社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年4月以後に市役所で国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は56年2月ごろに払い出され、任意加入資格の取得日は同年2月28日となっていることが社会保険事務所の記録から確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、上述の手帳記号番号払出時点では申立期間①は、国民年金被保険者資格取得日前の期間で、国民年金未加入期間に当たるため、制度上、この手帳記号番号により国民年金保険料は納付することができない。

このほか、申立期間①及び③について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで
② 昭和43年2月及び同年3月
③ 昭和43年7月から46年3月まで
④ 昭和62年4月から同年6月まで

私は、自営業を始めた昭和39年ごろ、A市で夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、A市B地区に転居した42年ごろに、市の集金人が定期的に自宅に集金に来るようになったので、そのころから妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めた。また、その時に集金人から未納となっている期間について保険料を請求されたので、分割で支払うこととしたが、納付時期、納付金額については覚えていない。

集金制度が無くなって以降は、市から送られてきた納付書により妻が保険料を市役所に持参し、国民年金担当窓口で夫婦二人分の保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和43年7月から45年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で42年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、自営業を始めた39年ごろに国民年金の加入手続をしたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は保険料の納付を始めたとする昭和42年ごろに、それまでの夫婦二人の未納期間の保険料を集金人に請求され、申立人の妻が分割で納付したとしているところ、集金人が過年度保険料の請求を行うことは無い上、申立

人が保険料を納付したとする時点では、申立期間の一部は、制度上、過年度納付もできない期間であり、申立人の陳述には不自然な点がみられる。

さらに、申立人は、申立人の妻が申立人夫婦の保険料を一緒に納付したとしているところ、上記のいずれの申立期間もその妻の保険料は未納である上、申立人の昭和 45 年度（申立時の記録は未納であるが、下記のとおり、特殊台帳及び市の被保険者名簿により納付記録が確認できるもの）及び 46 年度の保険料は過年度納付されている一方、その妻の 45 年度の保険料は未納、46 年度の保険料は現年度納付であることが特殊台帳により確認でき、申立人夫婦二人分の保険料を申立人の妻が一緒に納付したとする申立人の陳述は確かでない。

加えて、上記の申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの期間についての保険料を納付したことを示す関連資料が無く、ほかに上記の各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間③のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、市の被保険者名簿及び特殊台帳により申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

次に申立期間④について、申立人は、申立期間④に先立つ 15 年間について現年度納付を続け、申立人の保険料を納付したとされるその妻も申立期間④直前までの 12 年間について現年度納付していることが市の被保険者名簿により確認でき、申立期間④の保険料を納付していたとされる納付意識の高い申立人の妻が 3 か月と短期間である申立期間④の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 6 月から 46 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

夫が自営業を始めた昭和 39 年ごろ、夫が A 市で夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、A 市 B 地区に転居した 42 年ごろに、市の集金人が定期的に自宅に集金に来るようになったので、そのころから私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めた。また、その時に集金人から未納となっている期間について保険料を請求されたので、分割で支払うこととしたが、納付時期、納付金額については覚えていない。

集金制度が無くなって以降は、市から送られてきた納付書により私が保険料を市役所に持参し、国民年金担当窓口で夫婦二人分の保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 42 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の夫が自営業を始めた 39 年ごろに国民年金の加入手続をしたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は保険料の納付を始めた昭和 42 年ごろに、それまでの夫婦二人の未納期間の保険料を集金人に請求され、自身が分割で納付したとしているところ、集金人が過年度保険料の請求を行うことは無い上、申立人が保険料を納付したとする時点では、申立期間の一部は、制度上、過年度納付もできない

期間であり、申立人の陳述には不自然な点がみられる。

さらに、申立人は、自分が申立人夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているところ、上記のいずれの申立期間についても申立人の夫も未納である期間がある上、昭和45年度及び46年度の申立人の夫の保険料は過年度納付されている一方、申立人の45年度の保険料は未納、46年度の保険料は現年度納付であることが特殊台帳により確認でき、申立人夫婦二人分の保険料を申立人が一緒に納付したとする申立人の陳述は確かでない。

加えて、上記の申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、ほかに上記の各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に申立期間④については、申立人は、申立期間④に先立つ12年間について現年度納付を続けていることが市の被保険者名簿により確認でき、この時期において納付意識の高い申立人が3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から47年3月まで

昭和40年3月に結婚した後、国民年金に加入し、以降夫婦二人分の保険料を納付していたように思う。当時、家族で経営していたお店に、確か3か月に1回集金人が来ており、保険料を納付すると年金手帳にシールみたいなものを貼ってもらっていた。当初の保険料額は100円台ぐらいで、徐々に上がっていったと思う。昭和47年3月以前の領収書は保管していないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月に結婚した後、市役所で国民年金加入手続きを行い、以降保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月28日に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間の保険料について、3か月に1回訪問して来た集金人に納付し、年金手帳にシール状のものを貼ってもらっていたと申し立てているところ、申立期間当時A市では、集金人が戸別訪問を行い、印紙検認方式により保険料の収納を実施しており、申立内容は当時の収納制度と符合する。

また、申立人は、申立期間当初の保険料額が100円台ぐらいで徐々に上がっていったと申し立てているところ、申立期間当初の保険料額は100円で、42年1月以降数回改定されており、申立内容とおおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和40年6月28日とされており、申立期間のうち、同年3月から同年5月までの期間は未加入期間とされている。以上のことから、申立人は、昭和40年8月に手帳記号番号の払出しを受け、保険料の納付が可能な同年6月分の保険料から納付し始めたと考

えるのが相当である。

加えて、申立人の納付記録をみると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 11 月から 44 年 10 月までは、厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人も、当該期間中は国民年金保険料を納付していなかったかもしれないと陳述していることから、当該期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 47 年 3 月までの期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後であり、国民年金の強制加入期間とされているものの、申立人の納付記録を見ると、その後の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金未加入期間が 3 回存在すること、加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は 47 年 7 月 31 日に払い出されていることからみて、夫婦二人分の保険料が納付済みとされている同年 4 月から保険料納付を再開したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月から 42 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、申立期間①については、自宅に来ていた市役所の男性集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月又は6か月ごとに納付していた。また、まとめて支払える制度があったので、保険料をまとめて支払った記憶もある。

次に、申立期間②については、市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、保険料額は二人で1万2,000円ぐらいであったと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

また、申立人とその夫の保険料納付状況をみると、申立期間①直後の昭和41年度及び42年度の保険料を昭和43年11月20日に過年度納付していること、記録が確認できる43年度から46年度までの保険料をすべて同一日に納付していることが確認できるほか、47年度以降の保険料についても申立期間②を除き納付状況が一致しており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と合致する。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料を集金人に現年度納付することはできず、申立期間①のうち、38年12月以前の

保険料は制度上過年度納付することもできない。

しかし、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の納付記録をみると、申立期間①の保険料は納付済みとされていることから、申立人の夫は、申立期間①の保険料を特例納付又は過年度納付したものと推認される。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人は、まとめて保険料を支払える制度を利用して、まとめて支払った記憶もあるとしていることから、申立期間①の保険料をその夫の分と併せて夫婦二人分を特例納付又は過年度納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料額は二人で1万2,000円ぐらいであったと申し立てしているところ、申立期間②の保険料額は一人6,720円であり、申立内容と符合することからみて、申立期間②の3か月の保険料についても納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私は64歳になった時、A市役所に国民年金の支給額を問い合わせたところ、昭和44年度から46年度までの期間が保険料全額免除期間とされていることを知った。その後、保有する国民年金手帳に検認印が押されていることが確認できたことから、平成19年8月に、昭和46年度の保険料が免除期間から納付済みに記録訂正された。

申立期間の保険料については、免除申請を行ったことは無く、私の母又は妻が納付していることは間違い無く、申立期間が納付済みに訂正されないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、61年4月に保険料法定免除期間（障害年金受給中）となるまでの保険料を完納しており、申立人及びその妻の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和44年4月から47年3月までは申請免除期間とされているが、申立人の保有する国民年金手帳に検認印が押印されていたことから、昭和46年度分の保険料が、平成19年8月に納付済みに記録訂正されている。

さらに、申立人の保険料の納付を担っていたその妻の納付記録をみると、申立期間直後の昭和46年度及び47年度の保険料を申立人と同一日に前納していることが確認でき、当時事業の業績が良く、毎年保険料を一括して納付していたとする申立内容と符合する。

加えて、申立人の納付記録をみると、申立期間直前の昭和 36 年度から 43 年度までの 8 年分の保険料を第 2 回特例納付期間である昭和 50 年 12 月に特例納付していることが確認できる。

以上のことから、申立人の保険料納付を担っていた納付意識の高い申立人の妻が、申立人の申立期間直前の 8 年分の保険料を特例納付しながら、その時点で申請免除期間の追納が可能であり、納付した特例納付保険料（8 万 6,400 円）よりも大幅に低額である申立期間の 2 年分の保険料（7,800 円）を追納しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

申立期間当時、3か月ごとに自宅に集金人が来ていたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、保険料の納付督促を受けたかどうかはよく覚えていないが、督促があれば必ず納付していたはずである。申立期間前後の期間は納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出し以降は、加入当初の3か月間及び申立期間の3か月間を除き、国民年金保険料はすべて納付しており、また、申立人の保険料納付を担っていた申立人の妻も、加入当初の3か月間、申立期間の3か月間及びその後の3か月間を除き保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立人の妻が3か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、申立期間当時、A市においては、集金人による保険料収納が行われていたほか、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間及び2回（6か月）の過年度納付を除いて保険料をすべて現年度納付しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、保険料の納付督促があれば必ず納付していたはずであると陳述しているところ、申立人の納付記録をみると、記録で確認できる限り2回の過年度納付を行っており、申立期間直前である昭和58年10月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。通常、過年度保険料の催告は年度単位で行われることから、申立期間の保険料は同年10月から同年12月までの保険料と併せて催告されているものと考えられ、保険料の

納付意識の高い申立人が申立期間の保険料だけ納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を過年度納付しているが、特殊台帳を見ると、その納付月は 63 年 10 月及び平成元年 6 月とされており、制度上納付できない時期であるにもかかわらず納付済みとされていることから、申立人の納付記録の管理において、何らかの事務的過誤があった可能性を否定することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

私は、申立期間①当時、3か月ごとに自宅に集金人が来ていたので、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料については、夫の指定預金口座から口座振替により保険料を納付していた時期であり、当該口座は総合口座を利用していたので、残高不足によって口座引落としができないはずは無く、夫が納付済みになっているのに、私の分だけが未納とされているのは考えられない。

また、保険料の納付督促を受けたかどうかはよく覚えていないが、督促があれば必ず納付していたはずであり、申立期間前後の期間は納付済みであるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出し以降は、加入当初の3か月間及び申立期間の6か月間を除き、国民年金保険料はすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時、3か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、当時、A市においては、集金人による保険料収納が行われていたほか、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間及び2回（6か月）の過年度納付を除いて保険料をすべて現年度納付しており、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、保険料の納付督促があれば必ず納付していたはずである

と陳述しているところ、納付記録をみると、記録で確認できる限り2回の過年度納付を行っており、申立期間直前である昭和58年10月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。通常、過年度保険料の催告は年度単位で行われることから、申立期間の保険料は当該期間分と併せて催告されているものと考えられ、保険料の納付意識の高い申立人が申立期間の保険料だけ納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和58年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付しているが、特殊台帳を見ると、その納付月は63年10月及び平成元年6月とされており、制度上納付できない時期であるにもかかわらず納付済みとされていることから、申立人の納付記録の管理において、何らかの事務的過誤があった可能性を否定することはできない。

次に、申立人は、申立期間②の保険料について、申立人の夫の指定預金口座から口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人及びその夫の被保険者名簿を見ると、昭和59年6月から夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していることが確認でき、一緒に口座振替納付をしていた申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、当該指定預金口座は総合口座であったとしており、当該銀行でその確認は取れないものの、公共料金も併せて口座振替をしていたと陳述していることからみて、口座の残高不足で保険料が引き落とされなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、納付督促があれば必ず納付したと申し立てており、過年度納付の記録が確認できることから、保険料の納付意識が高い申立人が、仮に口座の残高不足で口座振替ができなかったとしても、市役所及び社会保険事務所から納付書が送付されてきたならば、それを放置したまま保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年3月まで

平成4年6月ごろ、父がA市で私の国民年金の加入手続を行い、A市で保険料を納付してくれていた。

また、平成8年10月にB市役所で婚姻届を行った後、年金窓口で国民年金への切替手続を行った際、窓口の職員が20歳から納付していることを確認の上、同年9月分の1か月分の保険料を納付すれば未納がなくなると言われた。上記期間が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入した平成5年4月以降、年金の種別変更手続を適切に行い未納が無いことから、年金制度に対する関心の高さがうかがえる上、申立期間は10か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の保険料を納付した当時の納付書の様式、形状等について具体的に記憶しており、A市の当時の状況と符合している。

さらに、申立人は、平成8年10月にB市役所において切替手続を行った際、担当者から申立期間が納付済みであるとの説明を受けた経緯や、当時の年金手帳の存在等、詳細かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

昭和60年のはじめころ、当時、同居していた母がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、その時、父母の保険料と一緒に私の保険料も銀行から引落としができるよう口座振替手続を行ってくれた。ただし、預金口座は父母と私は別である。

その後、私だけA市C地区に転居してはいるが、父母の保険料は、昭和60年4月以降すべて預金口座から引落とされているのに、私の分だけ未納とされている。これまで未納の督促や金融機関から引落とし不能の通知など受けたことが無いので納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続と同時に申立人及びその両親の国民年金保険料の口座振替手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の両親について社会保険庁の納付記録をみると、共に被保険者期間の保険料を完納しており、申立人家族の年金関係手続等を行っていたとする申立人の母親の納付意識が高かったものと考えられる。

一方、申立人の住民基本台帳をみると、昭和60年4月22日にA市B地区から現在の住所地である同市C地区に異動していることが確認できるが、申立人の所持する年金手帳に記載された最初の住所がB地区となっていることから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が転居する以前に、B区役所において行われたことが分かる。

また、申立人は、金融機関が発行した平成元年当時の「国民年金保険料金振替済のお知らせ」を所持しており、この当時、申立人の保険料は口座振替により納付していたことが確認できるが、申立人は当時、C地区に居住して

いたにもかかわらず、当該「お知らせ」の内容をみると、その送付先は、申立人が両親と同居していたB地区の住所のままであり、保険料に関する問合せ先もB区役所保険年金課と記載されていることから、何らかの事務的過誤の存在をうかがわせるとともに、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人が転居する昭和60年4月以前に、B区役所において、申立人及びその両親と一緒に保険料の口座振替手続を行ったとみるのが相当である。

さらに、申立人の両親の納付済期間のうち、昭和60年4月以降の保険料は、その納付日から共に口座振替により納付していたもの推定され、口座振替により納付できなかったとみられる同年3月以前の保険料は、申立人を含めて納付済みであることから、申立人の同年2月及び同年3月の保険料は、申立人の母親が、口座振替手続の際に納付書により納付したものと考えられる。

加えて、申立期間は6か月と短期間である上、社会保険庁の納付記録により納付日が確認できる平成2年4月から厚生年金保険に切り替わる直前の4年12月までの保険料は、すべて口座振替により毎月納付されていることが確認できるほか、申立人は、これまで未納の督促や振替不能の通知を受けた記憶が無いと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

申立期間当時、A市に居住し、妻が3か月に1回程度自宅に来る国民年金保険料の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

妻は、申立期間の保険料をきちんと納付していたはずであると言っている
ので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の妻の保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、保険料の納付方法など申立期間の保険料の納付に関する申立人の妻の記憶は詳細かつ具体的である上、申立期間前の昭和43年10月から44年6月までの期間及び申立期間後の53年3月から54年3月までの期間の保険料は夫婦共同一日に納付されていることが、当時申立人夫婦が居住していた市の被保険者名簿により確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立内容には不自然な点はみられない。

さらに、申立期間当時、A市では集金人が保険料を集金しており、申立人の主張は同市における当時の保険料収納方法と一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1771

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

申立期間当時、A市に居住し、3か月に1回程度自宅に来る国民年金保険料の集金人に私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、保険料の納付方法など申立期間の保険料の納付に関する申立人の記憶は詳細かつ具体的である上、申立期間前の昭和43年10月から44年6月までの期間及び申立期間後の53年3月から54年3月までの期間の保険料は夫婦共同日に納付されていることが、当時申立人夫婦が居住していた市の被保険者名簿により確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立内容には不自然な点はみられない。

さらに、申立期間当時、A市では集金人が保険料を集金しており、申立人の陳述は同市における当時の保険料収納方法と一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1772

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月及び同年6月
昭和53年5月ごろに、妻がA市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。
申立期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと言っているため未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻がA市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和53年8月8日にA市を管轄する社会保険事務所において連番で払い出され、申立人夫婦は同年5月16日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の記録により確認でき、このことは申立人の陳述と符合する。

また、申立期間は2か月と短期間である上、国民年金加入手続を行いながら、その直後である申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月及び同年10月、並びに53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月及び同年10月
② 昭和50年7月から同年10月まで
③ 昭和53年5月及び同年6月

結婚前はA市で両親と暮らしており、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は両親がしてくれていたと思う（申立期間①及び②）。

結婚後、昭和53年5月にB市に転居したが、A市で国民年金に加入していることを知らなかったため、B市で改めて夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付した（申立期間③）。

申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を両親が行っていたと思うとしている。

そこで、申立人の母親の納付記録をみると、保険料を完納しており、申立人の母親の保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、納付意識の高い申立人の母親が国民年金の加入手続を行いながら、その直後である申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

申立期間③については、申立人はB市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和53年8月8日にB市を管轄する社会保険事務所において夫婦連番で払い出され、申立人夫婦は同年5月16日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、このことは申立人の陳述と符合する。

また、申立期間③は2か月と短期間である上、申立人が国民年金加入手続を行いながら、その直後である申立期間③の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間②については、申立期間②当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の両親は既に死亡しており、保険料の納付状況は不明である上、ほかに申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月及び同年10月、53年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和31年4月1日から平成3年4月1日までA社で継続して勤務していたにもかかわらず、昭和36年1月1日から同年2月1日までの1か月間が厚生年金保険未加入とされている。

申立期間中は、1日も途切れることなくA社B出張所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において継続してA社に勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できる。

また、申立期間においてA社B出張所に在職していたことが確認できる同僚から、「申立期間当時、B出張所は閉鎖する方針で、同出張所の社員を順次別の部署に異動させていた。社員により実際に異動した者と名目上異動辞令を出したものの、異動先が確定するまでしばらくはそのまま出張所に残っていた者がいた。申立人は、申立期間中はB出張所に在職しており、C社への異動発令後もしばらく出張所に残っていたことを覚えている」との陳述を得た。

さらに、申立人と同様、昭和36年1月1日にA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月1日、C社で被保険者資格を取得している同僚から、「申立期間中はB出張所で勤務しており、給与はA社から支給されていた」との陳述を得た。

加えて、A社の人事担当者から、「当社は何度も合併を繰り返しており当時の資料は残っていないが、C社の新規適用年月日は昭和36年2月1日となっていることから、1か月の未加入期間は人事異動に伴う会社側の手続ミスであ

る」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてA社B出張所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、1か月間の未加入期間は人事異動に伴う会社側の手続ミスであると認めていることから、事業主は、昭和36年1月1日をA社B出張所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和30年9月1日から34年6月8日まで継続してA社に勤務していた。社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、勤務先名が途中でB社に変わっており、被保険者記録の欠落が1か月あることが分かった。社名変更は社内では知らされておらず、給与も途切れることなく支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社で昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得してから、34年6月8日に同資格を喪失するまで継続して同社に勤務していたとしている。

ところが、社会保険庁の記録では、A社で昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年4月30日に同社での同資格を喪失し、同年5月1日にB社にて被保険者資格を取得したとされている。

そこで、A社とB社の関係について調査したところ、両社の事業主は同一人で、所在地も同一であることが商業登記簿謄本及び社会保険事務所の記録により確認でき、さらに元役員からは両社が関連会社であるとの陳述が得られた。

また、申立人の申立期間におけるA社及びB社での在職については、複数の同僚及び元役員の陳述により認められる。

さらに、A社入社後にB社へ異動し、後にB社の監査役になった者から「A

社とB社の給与計算は、両社一体として行われていた。また、保険料控除は当月控除であった。」との陳述が得られたことから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料は、A社において給与から控除されていたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年3月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和31年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月

国民年金加入期間が昭和39年9月1日までとされているが、厚生年金保険には同年10月1日から加入しており、それまでは途切れること無く国民年金保険料を納付していたので、国民年金の資格の喪失は同年10月1日が正当である。また、社会保険事務所の台帳は、後から作ったもののように思われ、転記の際に写し間違っただのではないかと思う。

昭和39年9月の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、途切れること無く国民年金保険料を納付していたとしている。

そこで、申立期間についてみると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得が昭和39年10月1日であることから、本来、国民年金の強制加入期間となると、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失は同年9月1日であり、申立期間に係る国民年金は未加入期間となっていることが確認できる。

また、当時の国民年金保険料の納付方法についてみると、集金人又は市役所窓口のいずれかで、3か月度（3か月分）に年金手帳への印紙検認納付となっていたところ、通常であれば7月から9月までの3か月分を同時納付すると考えられるが、申立人においては7月及び8月の2か月分の納付となっていることのほか、法人設立が昭和39年9月3日であること、資格喪失日が同年9月1日となっていることなどを踏まえると、当時、申立人が保険料納付の際に何らかの意思表示を行ったと考えるのが自然である。

したがって、申立期間に係る国民年金は、未加入期間となることから、国民

年金保険料の納付が無い場合でも、市役所及び社会保険事務所においては、納付書の送付など納付勧奨は無かったとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月
② 昭和39年10月から40年7月まで

国民年金加入期間が昭和39年9月1日までとされているが、夫の厚生年金保険加入が同年10月1日からとなっているので、夫と同様に同年9月までは途切れること無く国民年金保険料を納付していたはずである。

また、夫と同様に昭和39年10月1日から厚生年金保険に加入したはずであるが、未加入なら国民年金保険料を納付しているはずである。

昭和40年8月1日に厚生年金保険に加入するまでの年金記録に空白期間があるのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、途切れること無く国民年金保険料を納付していたとしている。

まず、申立期間①についてみると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和40年8月1日であることから、本来、国民年金の強制加入期間となるところ、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失は39年9月1日であり、申立期間①に係る国民年金は未加入期間となっていることが確認できる。

また、当時の国民年金保険料の納付方法についてみると、集金人又は市役所窓口のいずれかで、3か月ごと（3か月分）の年金手帳への印紙検認納付となっており、通常であれば7月から9月までの3か月分を同時納付すると考えられるところ、申立人においては7月及び8月の2か月分の納付となっていることのほか、法人設立が昭和39年*月*日であること、資格の喪失日が同年9月1日となっていることなどを踏まえると、当時、申立人が保険料納付の際に

何らかの意思表示を行ったと考えるのが自然である。

したがって、申立期間①に係る国民年金は、未加入期間となることから、国民年金保険料の納付が無い場合でも、市役所及び社会保険事務所においては、納付書の送付など納付勧奨は行っていなかったとするのが相当である。

次に、申立期間②についてみると、申立人の国民年金は未加入期間となるどころ、申立人の夫が厚生年金保険被保険者期間となっていることから、国民年金へは任意加入が可能であるが、申立人の特殊台帳を見ても、昭和39年9月1日に国民年金の資格の喪失後、厚生年金保険被保険者資格を取得する40年8月1日までの間に、国民年金の資格を再取得している形跡は認められない。

また、申立期間②に係る国民年金は、任意未加入期間となることから、申立期間①と同様に、国民年金保険料の納付が無い場合でも、市役所及び社会保険事務所においては、納付書の送付など納付勧奨は行っていなかったとするのが相当である。

さらに、申立人に聴取しても厚生年金保険又は国民年金のいずれかに加入しており、空白期間は無いというほかに申立期間において、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1776

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から53年3月まで
勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、母親が将来国民年金をかけておかないと苦勞するといつて、市役所で加入手続をして、納付書を送ってもらい、銀行で支払ってくれていました。それなのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和53年6月1日であることが確認でき、この払出時点において、申立期間のうち、43年10月から50年12月までの国民年金保険料は制度上納付することはできない。

また、申立てどおり、昭和43年10月以降の申立期間について国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の取得が必要であるが、各種氏名検索等を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、母親が納付書により銀行で納付してくれていたとしているが、A市では、昭和50年3月までは、集金人が印紙検認方式により保険料収納を行っており、納付書により銀行で納付できるようになったのは、同年4月以降であり、申立期間のうち、同年3月以前の分については、納付方法が陳述内容と符合しない。

加えて、申立人は、加入手続や保険料納付について直接関与していないほか、申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から平成元年9月まで

私の父(昭和63年死亡)は昭和57年9月ごろに国民年金加入手続を行い、同年9月から厚生年金保険に加入した平成元年10月の前月まで保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者個人票によると、申立人は平成18年8月31日に国民年金への加入手続を行っていることが確認できるものの、この加入時点においては、申立期間の保険料は制度上納付することができない期間となっている。

そこで、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が必要であるところ、各種の氏名検索を行っても、別の手帳記号番号が払出された形跡は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間当時は、申立人の父が自分の分と一緒に二人分の保険料を納付してくれていたはずと申し立てているが、各種氏名検索を行っても、申立人の父が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、平成17年4月から6月までの3か月分について半額免除申請を行っているが、その免除申請日は加入日と同一日であることが確認できることなどから、申立人の納付行動は、18年8月31日の加入手続を契機に始まったと考えられる。

なお、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったほか、納付していたとする申立人の父も故人となっていることなどから、当時の具体的事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年7月まで

私の国民年金の加入手続は昭和47年にA市で父が代わりに行ってくれた。51年11月に結婚してからはB市に転居したが、申立期間の国民年金保険料について、夫の分が納付済みとなっているので、私の分も納付しているはずである。

納付書が届いた分については、私が銀行で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年に父親がA市で国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、時期は不明であるが、A市において払い出されていることが確認できる。

ところで、申立人は昭和51年11月に結婚すると同時にA市からB市に転居し、さらに52年11月に現住所のB市内に転居しているが、申立人の特殊台帳をみると、住所がA市からB市に変更された後、53年3月に不在決定された記録がみられる。また、申立人が所持している年金手帳には61年4月21日にA市から現住所への変更及び旧姓から結婚後の氏名への変更が行われた記録がみられ、B市の国民年金被保険者名簿の作成日は同年5月27日となっている。

以上のことから、申立人は昭和52年11月に現住所に転居した際には、国民年金の住所変更手続を行っていなかったことがうかがわれ、申立人が第3号被保険者資格の届出を行った61年4月までは申立人に係る納付書は申立人に届いていなかったことが推定できる。一方、申立人の夫の保険料は、申立期間の

うち 60 年 2 月以前の分は 61 年 4 月以前に納付されていることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立内容と符合しない。

また、申立人は自宅に届いた納付書により納付したと申し立てているが、納付額や、納付書に記載されていた被保険者名及び対象期間についてはよく覚えていないと陳述しており、このほか、申立期間の保険料の納付を行った事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間及び63年4月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和62年4月から同年6月まで
③ 昭和63年4月から平成元年12月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足以来、自分と夫の夫婦二人分の国民年金保険料を支払い続けてきた。最初のころは集金人に支払っていたが、途中から納付書により金融機関や郵便局で納付するようになった。時々納付が遅れる場合もあったが、その時には家に来る集金人に支払っていたので、納付漏れは無いはずである。当時は自営業をしており、家を留守にすることは無く、集金に来た時は必ず支払っていた。また、平成8年10月に厚生年金保険に加入した際に市役所で調べてもらい、国民年金は満額との回答を得たので安心していた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており、納付できない。特に昭和63年から平成元年にかけて長期間未納とされていることは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足以来、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てているところ、平成3年12月までの申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録は一致している。また、申立期間②と申立期間③に挟まれた昭和62年7月から63年3月までの保険料を夫婦共に過年度納付により納付した記録が確認できることから、夫婦二人分の保険料は申立てどおり、一緒に納付されたことが推定できる。

その一方で、申立人の夫に係る申立期間の保険料も未納とされている。また、申立期間③については当該期間後の平成2年1月から3年3月までの保険料

を4年2月10日に過年度納付した記録が確認できることから、申立人及びその夫は、当該時点において制度上納付することが可能な時効が到来していなかった2年1月までさかのぼって保険料を納付したと考えるのが自然である。

このほか申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、保険料の納付をうかがわせる周辺事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、昭和47年ごろに知人から未納分の国民年金保険料を特例納付した旨の話聞いたこともあり、それまでの未納分を特例納付しようと思い、妻と一緒に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を特例納付した。

納付に必要なお金は銀行の預金を引き出し、A市役所の年金課の窓口で夫婦二人分の保険料約14万円を私が納付した。

当時の領収書や預金通帳は残していないが、申立期間の保険料を特例納付したのは確かであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに知人から未納保険料の特例納付を行ったことを聞き、妻と共に夫婦二人で国民年金の加入手続を行うとともに、未納となっていた昭和36年度以降の保険料を市役所において特例納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は昭和49年4月17日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されている形跡、事情等は見当たらない。

また、当該知人が未納保険料を特例納付した時期は、昭和53年11月であることが年金手帳及び特殊台帳により確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は特例納付した金額は夫婦二人分で約14万円であったとしているが、昭和47年の第1回特例納付期間中に納付した場合の保険料は約11万円、手帳記号番号が払い出された49年4月の第2回特例納付期間中に納付した場合の保険料は約26万円となり、申立人が記憶する金額とは大きく相違する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

昭和47年ごろに夫が知人から未納分の国民年金保険料を特例納付した旨の話聞いたこともあり、それまでの未納の分を特例納付しようと思い、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を特例納付した。

しかし、社会保険事務所の記録では昭和36年4月から40年3月までは申請免除期間とされ、同年4月から48年3月までの保険料が未納とされている。私は免除申請をしたことは無く、この期間の保険料も含めて申立期間の保険料を特例納付した。

夫が当時銀行から預金を引き出し、A市役所の年金課の窓口で夫婦二人分の保険料約14万円を納付したはずであるので、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに夫が知人から国民年金の特例納付を行ったことを聞き、夫と共に夫婦二人で国民年金の加入手続を行うとともに、未納となっていた昭和36年度以降の保険料を市役所において特例納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は昭和49年4月17日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、当該知人が特例納付した時期は、昭和53年11月であることが年金手帳及び特殊台帳により確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は特例納付した金額は夫婦二人分で約14万円であったとしているが、昭和47年の第1回特例納付期間中に納付した場合の保険料は約11万円、手帳記号番号が払い出された49年4月の第2回特例納付期間中に納付した場合の保険料は約26万円となり、申立人が記憶する金額とは大きく相違

する。

加えて、申立人には結婚前の昭和 36 年 2 月に B 市（現在は、C 市）において別の手帳記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号に係る記録（同年 4 月から 40 年 3 月まで申請免除期間）は平成 10 年 10 月に昭和 49 年 4 月払出しの手帳記号番号の記録と統合されていることから、当該手帳記号番号によって申立期間の保険料が特例納付されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私は、昭和38年6月に勤めていた会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、病院に通院する必要があったので、同年同月の終わりに、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際に、担当職員から国民年金にも加入するように勧められ手続をした。加入手続後に市役所から納付書が送られてきたので、次に厚生年金保険に加入した40年3月まで、毎月市役所の窓口で、納付書に現金を添えて国民年金保険料を支払った。納付書は複写式になっており、手書きで金額等を記入した上で納付し、そのうちの一枚を領収書として受け取ったと思う。

申立期間当時、国民年金手帳を受け取ったかどうかは記憶しておらず、納付金額についてもよく覚えていないが、申立期間の保険料を納付したはずであり、納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年6月にA市で国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は57年7月10日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は、昭和57年7月払出しの手帳記号番号に係る年金手帳しか所持しておらず、当該手帳には国民年金の被保険者資格取得日として、同年6月12日と記載されている。このほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されている形跡、事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付したと申し立てて

いるが、A市においては、現年度保険料の納付については、昭和47年度までは印紙検認方式が採られており、申立内容は当時の収納制度と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年11月までの期間及び56年4月から58年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から41年11月まで
② 昭和56年4月から58年5月まで

私の国民年金の加入手続は、制度が発足した昭和36年4月に父親がA市の窓口で行ってくれた。その後、厚生年金保険に加入したが、39年9月に長女が生まれた時に、前妻が国民健康保険の加入手続とともに厚生年金保険から国民年金への切替手続をB市で行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。しかし、申立期間①が未加入とされていることは納得できない。

申立期間②の国民年金保険料はC市にあった勤務先の寮において集金人に支払った。保険料額は月額2,800円で、領収書を受け取り、国民年金手帳に貼り付けていたが、紛失した。また、申立期間②のうち、昭和57年10月から58年3月までの期間が申請免除とされているが、免除申請した覚えは無く、当時の給与は15万円ぐらいで経済的には余裕があり、保険料は納付したはずである。しかし、申立期間②の保険料が未納又は申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が昭和36年4月に国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号が35年12月にA市で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間①においてB市に住み、申立期間②においてC市に住んでいたことが確認できるものの、昭和58年3月にA社会保険事務所からC市の管轄社会保険事務所に被保険者台帳の移管が行われており、

申立人の特殊台帳にはA市からC市への転入日が同年2月10日と記録されていることから、申立人の国民年金の住所変更手続は35年12月に手帳記号番号が払い出されて以降、58年2月まで行われなかったことが推定できる。このため、申立期間①に係る保険料の納付書がB市で発行され、申立人に送付されたとは考え難く、申立人の前妻が同市で納付したとする申立内容と符合しない。

また、申立期間②のうち、昭和58年2月まではC市で納付書が発行され、申立人に送付されたとは考え難く、同市の勤務先の寮で集金人に納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や申立期間①の保険料納付には直接関与していない上に、当該手続等を担っていたとする前妻も納付金額や納付方法についてはよく覚えていないとしており、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人は申立期間②の保険料を月額2,800円ぐらいであったと申し立てているが、申立期間②のうち昭和56年4月から57年3月までの保険料は月額4,500円、同年4月から58年3月までの保険料は月額5,220円であり、申立金額とは大きく相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの期間については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

A市に住んでいた昭和45年ごろ、国民年金の集金人が自宅に来た際、生活が苦しいので保険料の納付が困難であることを告げたところ、申請免除という制度のあることを教えてくれたので、その集金人に私と夫の夫婦二人分の申請免除手続を依頼した。

しかし、社会保険庁の記録によると夫は免除期間とされているものの、私については申立期間が免除期間とされておらず、未納とされている。

集金人に申請免除を依頼したことははっきりと覚えているので、申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年ごろにA市において申請免除手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は前住所地のB市で払い出された後、被保険者不在により消除されていることが確認できる。このため、申立人は41年6月にB市からA市に転居した際、国民年金の転出入手続を行わなかったことが推定でき、この手帳記号番号によって、A市において保険料納付や免除申請が行われたとは考え難い。

また、申立人にはほかの手帳記号番号が払い出された形跡や事情等は見当たらない。

さらに、申立人は昭和45年ごろに夫と共に夫婦二人分の申請免除手続を行ったと申し立てているが、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間は未納であり、56年4月から61年3月までが申請免除期間となっている。

加えて、申立人は、申請免除手続を集金人に依頼した記憶はあるものの、自ら申請書への記入や押印をした覚えは無く、申請免除の承認通知を受け取った

かどうかも記憶していないなど、申立人の申請免除手続をめぐる陳述内容はあいまいであり、このほか、申立人が免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年6月まで

A市役所の集金人が国民年金保険料の集金のために自宅に来ていたが、私が20歳になった時に、国民年金の加入をその集金人から勧められ、母が自宅で私の国民年金の加入手続をしたことを覚えている。

また、この集金人に、母が自分たち夫婦二人分と私の分の保険料と一緒に支払っていたことを覚えている。

申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は制度上納付することができない。

そこで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた可能性について確認するため、社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿を縦覧調査するとともに、氏名の別読みによる払出検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は保険料納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は死亡しており、申立人の保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

私は、会社退職後に独立したので、妻が昭和40年1月14日に市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料は、1か月分を出張所で支払い、以後自宅での集金により納付していた。加入手続を行った当時は、年金手帳の切替え時期であったため、手帳は交付されなかったと聞いている。

私は、加入手続や納付手続を自分で行っていないが、妻が納付していたはずで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、妻が昭和40年1月14日に市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、以降の保険料を集金人に継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和41年6月1日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立人が所持する手帳にも同一の発行日が記載されている。当時、国民年金保険料を納付するためには、同記号番号の払出しが必要となることから、同記号番号が払い出される前に申立期間の保険料を納付することはできない。

一方、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、当時、市役所では過年度保険料の取扱いは行っていなかったことから、集金人に申立期間の保険料を納付することはできず、申立人夫婦が集金人に納付していたとの申立てには符合しない。

また、申立人の国民年金手帳の検認記録を見ると、手帳の検認記録は昭和41年度から始まっており、同年度は昭和41年4月から同年12月までの保険料を同年12月16日に納付した記録となっている。この点に関して申立人夫婦

は、国民年金手帳の切替時期であったことから同手帳の交付が遅れ、昭和 41 年 12 月ごろに交付を受けたためと陳述している。しかしながら、加入手続を 40 年 1 月に行った場合、2 年近く経過した 41 年 12 月まで同手帳が交付されなかったとは考えられず、申立内容に不自然さは否めない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、昭和 40 年 1 月から 41 年 5 月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び納付手続に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

これらの状況からみて、申立人が保険料納付を開始したのは、加入資格を得た昭和 40 年 1 月からではなく、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 41 年度からとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

主人が会社退職後に独立したので、私が昭和40年1月14日に市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料は、1か月分を市役所で支払い、以後自宅での集金により納付していた。加入手続を行った当時は、年金手帳の切替時期であったため手帳は交付されず、納めた保険料の領収証書ももらっていた。その領収証書は残っておらず、手帳が交付されなかった申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和40年1月14日に市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、以降の保険料を集金人に継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和41年6月1日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立人が所持する手帳にも同一の発行日が記載されている。当時、国民年金保険料を納付するためには、同記号番号の払出しが必要となることから、同記号番号が払い出される前に申立期間の保険料を納付することはできない。

一方、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、当時、市役所では過年度保険料の取扱いは行っていなかったことから、集金人に申立期間の保険料を納付することはできず、申立人が集金人に納付していたとの申立てには符合しない。

また、申立人の国民年金手帳の検認記録を見ると、手帳の検認記録は昭和41年度から始まっており、同年度は昭和41年4月から同年12月までの保険料を同年12月16日に納付した記録となっている。この点に関して申立人は、国民年金手帳の切替時期であったことから同手帳の交付が遅れ、昭和41年12

月ごろに交付を受けたためと陳述している。しかしながら、加入手続を40年1月に行った場合、2年近く経過した41年12月まで同手帳が交付されなかったとは考えられず、申立内容に不自然さは否めない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、昭和40年1月から41年5月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人には、申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料は無いほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

これらの状況からみて、申立人が保険料納付を開始したのは、加入資格を得た昭和40年1月からではなく、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和41年度からとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年1月まで

私は、国民年金に加入して、昭和42年1月からの保険料を継続して納めてもらってきたので、申立期間の未納とされていることに納得できない。当時、国民年金保険料は父からの仕送りがあったので、そこから叔母に支払ってもらっていたと思う。保険料金額及び納付方法などは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して、申立期間の保険料を叔母に継続して納めてもらっていたので、未納扱いに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人が国民年金の被保険者となった日は、基礎年金番号導入後の平成11年8月15日であることが社会保険庁の記録及び申立人が所持する手帳から確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号導入前の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、加入資格を得なければならないが、申立人の同記号番号は存在せず、加入資格を得ていないことが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となることから、保険料を納付することのできない期間である。

さらに、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に同記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が曖昧であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から11年9月まで

私は、平成11年8月にA国から帰国した際、自宅に国民年金の未納督促状が届いていたので、時効にかかっていない未納期間の保険料を何回かに分けて銀行か郵便局で納付した。それなのに申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月以降、未納保険料の督促に基づき申立期間の保険料を複数回に分けて金融機関等で納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、B市が保管する国民年金被保険者関係届書から、平成11年3月30日に7年7月にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、申立人に対して社会保険事務所から納付可能な期間の国庫金納付書が発行されるとともに、市役所から現年度納付書の発行が行われていたものと考えられる。

一方、申立人が平成11年8月以降に申立期間の保険料を納付するには、同年3月以前の保険料は過年度納付、同年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が必要となり、社会保険事務所及び市役所での収納手続となるが、いずれの記録も未納の記録となっている。また、申立人は申立期間の保険料を複数回に分けて金融機関等で納めたと申し立てているが、複数回にわたる金融機関等からの収納記録がすべて未納の記録となることは考え難い。

また、申立人は、納付を行ったとする金融機関等の場所、納付時期及び納付金額等についての記憶が定かでないなど、保険料納付をめぐり^{あいまい}記憶は曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別

の読みを含め氏名検索を行ったがその痕跡^{こんせき}は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

離婚後、子供二人を引き取り生活に困窮していたため、昭和59年度から63年度まで国民年金保険料の申請免除を受けていた。平成5年に社会保険事務所からの通知で免除期間の保険料を追納できることを知り、生活に余裕ができた6年に同封されていた納付書で、昭和59年度の保険料を追納した。

昭和60年度以降の追納保険料納付書も当然、送付されると思っていたが、送られてこないのので社会保険事務所に問い合わせると自主申請とのことであったので平成7年に社会保険事務所に行き、残りの同年度から63年度までの保険料を一括で追納したのに、61年度から63年度までの期間が申請免除のままにされており納得できない。

また、保険料を納付した際の領収証書は残っていないが、50万円ないし100万円の札束を持参し、領収証書を受け取ったことは覚えている。その時に納付した保険料を社会保険料控除として確定申告したはずなので、免除期間ではなく追納期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年に社会保険事務所に現金を持参し、昭和60年4月から平成元年3月までの免除期間について追納申出をした上で、同日に当該期間の保険料を一括で追納したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人が昭和60年4月から61年3月までの免除期間について、平成6年12月5日に追納申請した後、7年4月21日に保険料を追納していることが確認できるものの、この期間に連なる申立期間を追納申請した記録は無く、保険料が追納された形跡も見当たらなかった。

また、免除期間の保険料を追納する場合、被保険者が追納申請した上で、申請された期間（納付する月数）の保険料を納付することとなっており、社会保険事務所では、あらかじめ追納申請のあった昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料しか受領できず、申立期間を含む 60 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料を一括で追納したという申立人の陳述とは符合せず、60 年 4 月から平成元年 3 月までの免除期間について追納の申出と納付を同一日に行ったとする申立人の陳述とも符合しない。

さらに、申立人が社会保険料控除として確定申告していたはずと申し立てている点について、平成 7 年分の確定申告書控えは無く、申立人が同年分の確定申告を委託していた税理士から、申立期間の追納を含めた保険料額で社会保険料控除した旨の陳述を得ることもできなかった。

その上で、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、納付金額等に関する記憶が定かではなく、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年1月まで

私の国民年金納付記録について、平成19年8月7日に社会保険事務所に対して照会申出書を提出したが、申立期間の加入記録及び納付事実が確認できないとの回答をもらった。私の保険料は、A市にいた時に、主人が私の国民年金加入手続を行い、私の保険料を支払っていたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和55年7月16日であることが同記号番号払出簿から確認できる。この加入手続が行われたB市の被保険者名簿を見ると、申立人は、国民年金の加入資格を同年6月18日に取得しており、同年6月分の保険料から現年度納付していることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、この国民年金手帳記号番号によっては、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が保険料の納付手続を行っていたとするA市の記録を確認すると、申立人の夫の国民年金被保険者記録は確認されるものの、申立人の被保険者記録は無く、A市において申立人の国民年金の加入手続及び納付手続が行われていた形跡は見当たらなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、旧姓を含めて別の氏名読み検索を行ったが、別の同記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年6月まで

私は申立期間について、社会保険事務所若しくは市役所から連絡を受け、「今のままだと将来、満額受給できない。」とのことであったので納付書を送付してもらい、妻の分と一緒に夫婦二人分を特例納付した。

納付金額については、はっきりと覚えていないが1か月あたりの保険料としてはそれほど高くなかったと記憶しており、銀行で納付した。

60歳になり市役所で納付期間を確認したところ、申立期間について保険料納付記録が無いと言われ不審に思ったが、その後、任意加入して4年弱支払いを続けた。

申立期間について、妻は「納付済み」となっているが、自身の分は納付記録が無く未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和50年ごろに申立人の妻の分と一緒に夫婦二人分を特例納付したにもかかわらず、自身の分についてのみ納付記録が無いとして申し立てている。

まず、申立人の妻の特殊台帳をみると、昭和50年5月から同年12月までの間に、保険料を半年分ずつ計8回に分けて特例納付していることが確認できるが、申立人は特例納付をしたのは1回だけであると強く主張している。

また、特例納付した保険料額について、申立人は当時の給料からみて1万円程度であったと陳述しているが、実際に必要な保険料額は夫婦二人分で8万9,100円となり、申立人の陳述と符合しない。

さらに、夫婦の手帳記号番号は昭和40年7月31日に払い出されており、申立人の妻はその時点又は過年度納付により同年4月にさかのぼって保険料を

納付していることが、一方、申立人は同年7月から保険料の納付を開始していることが確認でき、申立期間当時の夫婦の納付形態が同一でない状況がうかがえる。

加えて、別の国民年金手帳による納付の可能性を確認するために、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 8 月までの期間及び 41 年 1 月から 49 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 49 年 12 月まで

昭和 48 年ごろ、A 市役所で加入手続を行った際、窓口の職員に「大変よい時期に手続をされました」と言われ、特例納付のを知り、後日、特例納付保険料として 37 万円を現金で納付した。

夫婦二人分だったか一人分だったか、記憶は定かではない。
未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月 12 日に払い出されていることが同払出簿から確認できるが、この時期は特例納付制度の実施期間ではないため、申立期間については、制度上保険料を納付することはできない。また、申立人は、手帳記号番号が払い出された時点において、50 年 1 月までさかのぼって保険料を納付している一方で、昭和 51 年度から 59 年度までの期間については現年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、この手帳記号番号により保険料の納付を開始したものと考えられる。

また、申立人の手帳記号番号で特例納付することが可能な第 3 回目の特例納付期間中に保険料を納付したとした場合、その額は一人当たり 60 万円となり、申立人が納付したとする額(37 万円)とは符合しない。

さらに、特例納付をするに当たっては、社会保険事務所発行の国庫金納付書でしか納付することはできないが、申立人は A 市役所において納付したと陳述している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、縦覧検索を行うと

ともに、氏名の別読み検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年3月まで

昭和44年9月に姉が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。保険料は父、母、兄、姉及び私の5人分を姉が毎月集金人に支払っていたはずである。

社保の納付記録では昭和48年4月以降は未納期間が無いので、申立期間のみ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め保険料の納付については、申立人の姉が家族5人分を毎月集金人に納付していたはずであるとして申し立てている。

そこで、家族5人の国民年金への加入時期をみると、申立人を除く4人の手帳記号番号は、昭和35年11月7日に払い出されており、申立期間について集金人に納付することが可能である。一方、申立人の手帳記号番号は、48年3月31日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、44年9月から45年12月までの期間の保険料は制度上納付することはできず、46年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度納付することとなり、同年4月から48年3月までの期間の保険料は一括して現年度納付することとなるが、申立人の姉は、集金人以外に納付したこと及び一括して納付したことは無いと陳述している。

また、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の姉の申立人に係る加入手続及び納付を開始した時期の記憶はあいまいである。

さらに、申立人の所持する年金手帳は三制度共通のものであることから、申立期間後の昭和49年度以降に発行されたものである。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索

及び昭和 43 年 9 月から 48 年 3 月までの期間について、手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年7月まで
昭和36年4月ごろ、A市役所の人に来て国民年金を勧められたので加入した。
保険料は400円ぐらいであり、毎月自宅に来ていた集金人に私が支払っていた。
保険料が高かったため昭和38年8月ごろに支払いを止めたが、申立期間については支払っていたはずであり、納付記録が無く未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金に加入し、以後、38年8月ごろまで集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人の手帳記号番号は昭和55年7月10日に払い出され、厚生年金保険被保険者であった前夫と離婚した51年1月20日にさかのぼって資格を取得していることが確認できる。

この場合、申立期間にあつては未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない。

また、申立人は、保険料納付時の状況及び納付金額についての記憶が曖昧である。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年12月までの国民年金保険料については納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年12月まで

勤めていた会社を退職後、昭和44年9月に国民年金及び国民健康保険に加入した。すべての手続は夫（平成5年7月死亡）が行った。その後の納付についても夫が行っていたが、時々、仕事場でポンポンと何かに印を押して領収しているのを見かけている。また、50年11月の任意加入時にも、私自身がA市役所で結婚後の年金記録に未納が無いことを確認している。夫も生前、私の国民年金保険料も納めている、と何度も言っており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を退職した昭和44年9月に国民年金に加入し、以後、同年同月から申立人の夫が厚生年金保険被保険者となり、自身が国民年金任意加入資格を取得した47年1月の前月まで、夫が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の旧姓での国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年2月2日であることが同手帳記号番号払出簿より確認できるが、払出し当時居住していたB市の被保険者名簿をみると、昭和40年度が申請免除とされているほか納付記録が見られない。また、昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料については、現在の国民年金手帳記号番号により50年12月に特例納付されたものであることがわかる。

また、現姓での国民年金加入時期をみると、昭和50年11月26日にA市で任意加入手続を行っていることが確認できる。加入時点において申立期間の国民年金保険料は特例納付で納付することが可能であるが、申立人は集金人に納付していたと陳述しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金の資格記録は平成11年12月2日に追加されており、加入時点において申立期間は年金未加入期間と市で認識されていたと推定でき、申立人が加入時点で年金記録に未納が無いことを確認したとする陳述は、市の説明と矛盾しない。

加えて、申立期間にかかる別の手帳記号番号の払出しの可能性について、社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の確認を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は納付に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料も周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年12月まで

平成8年1月に再就職した後、母に勧められ、無職でいた間の国民年金についてA市役所あるいはB社会保険事務所で加入手続を行い、納付書を受け取った後、銀行で年金保険料を納付した。9か月分を一括で納付したと記憶している。金額は正確には覚えていないが、1か月あたり1万円ちょっとだったと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の勤務先を退職した平成7年4月から再就職した8年1月の前月までの国民年金保険料を、同年1月に一括納付したと申し立てている。

そこで、A市の被保険者記録をみると、申立期間はすべて厚生年金保険加入期間と記録されていることが確認できる。

また、社会保険庁の年金記録をみると、最初の勤務先を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成7年4月13日から、再就職し、再び厚生年金保険被保険者の資格を取得した8年1月5日の期間は年金未加入期間となっていることがわかる。

A市では、システム上、厚生年金保険加入期間として扱われている期間については、国民年金保険料の納付書を発行することはできないと説明しており、社会保険事務所においても、年金未加入期間について保険料の納付書を発行することはあり得ないと説明している。また、システム外で納付書が発行されるのは納付書を紛失した場合などきわめて限られるうえ、その場合には複写式の納付書が発行されることになるが、複写式の納付書については申立人は受け取ったことがないと思うと陳述していることから、A市役所あるいはB社会保険事務所において納付書を受け取ったとする申立内容と符合しない。

また、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から59年9月まで

私は、昭和56年にA業の営業を開始した際に、B市役所において、厚生年金保険から国民年金に切り替える手続きをした。商売が多忙であった時期は保険料の納付が遅れることはあったが、納付しなかったことは無い。上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の勤務先を退職した昭和56年に国民年金の加入手続きを行い、次の勤務先に就職した平成14年3月の前月まで継続して国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、B市役所の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は、昭和61年3月29日に国民年金加入手続きを行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立期間のうち、昭和56年9月から58年12月までの期間の保険料は制度上納付することができない。

さらに、市の被保険者名簿の納付記録をみると、申立人が保険料納付を開始した昭和59年10月から60年3月までの保険料を61年12月23日に、60年4月から61年3月までの保険料を62年5月20日に、61年4月から62年3月までの期間の保険料を63年5月18日にそれぞれ過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査するとともに、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

昭和46年1月ごろ母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、以後、母は、私が結婚するまでの保険料を市役所の窓口か集金人に支払っていたと思う。

母は「年金は大切だから」と話してくれていたもので、私も、その後転居した時には手続等をきちんと行い、送付されてきた基礎年金番号も大切に手帳に貼り付けている。

父の会社で仕事をしていた叔母も、母が私の保険料を納めていたと言ってくれている。

申立期間につき、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月ごろにA市で母親が国民年金加入手続を行い、同年同月から申立人が結婚した昭和52年3月までの国民年金保険料を母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和52年3月10日であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和46年1月から49年12月までの期間の国民年金保険料は制度上納付することができず、50年1月から51年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

しかし、申立人は、母親が申立人の過去の未納保険料をさかのぼって支払ったと聞いたことは無く、申立人自身がさかのぼって過去の未納保険料を納付し

たことは無いと陳述している。

さらに、申立人は、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳以外の手帳は母親から受け取っていないと陳述しており、手帳の色についてA市に照会したところ、オレンジ色の年金手帳は昭和49年度以降に加入手続をした者に交付され、昭和46年には交付されていないと説明している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したところ、申立人の記録は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から43年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から43年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、会社を辞めた昭和38年12月以降に集金人の勧めで国民年金に加入した。加入手続は亡くなった母がしてくれたと思う。昭和47年9月に結婚するまでは、母が毎月、私の保険料も一緒に集金人に支払っていた。保険料支払いの際に国民年金手帳に印をもらった記憶は無く、領収証をもらっていたと思う。在宅時には私が集金人に保険料を支払っていた覚えがある。過去の保険料をさかのぼって支払った記憶は無いが、母がしていたかもしれない。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年3月から結婚して実家を離れた47年9月までの国民年金加入期間のうち、保険料の免除を承認された昭和43年度、44年度、46年度及び47年度を除く期間の保険料については、母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年2月1日であることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立内容と符合しない。また、払出時点において、申立期間①のうち、39年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、制度上納付することができず、40年1月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、また、申立人の保険料を納付していたとする母も故人のため、納付状況等は明らかでない。

さらに、申立期間①のうち昭和41年4月から43年3月までの期間について

は現年度納付が可能であるものの、この当時、A市役所では、保険料を毎月納付するという方法はとっておらず、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間①のうち、昭和39年12月以前の保険料を納付するには別の手帳記号番号が必要となる場所、申立期間当時の手帳記号番号払出簿を調査するとともに、各種の氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は認められなかった。

次に、申立期間②についてみると、昭和43年4月以降のA市役所の保険料徴収方法は、集金人による印紙検認方式が採用されており、集金人から領収証を受領していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間②の前後の期間はいずれも申請免除となっており、申立期間②が納付されたとみるのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、夫と結婚した昭和28年ごろから病気になり、通院治療をするため30年6月にA市に転居した。夫はB市に勤務していたが、子供がいなかったのと私の病気のこともあって、将来のことを考え、国民年金の加入を夫と相談し、36年の国民年金制度の発足当時から任意加入することとした。加入手続は、夫がA市役所で行った。

A市内の家は、私たち夫婦と姉とで住んでいた。姉も国民年金に加入していて同じ集金人に姉又は私が姉妹二人分の国民年金保険料を一緒に支払っていた。保険料は私が100円で、姉は150円だった。1か月に一度、女性が集金に来てくれていた。A市にいたころは、病気の治療、療養をしていたこともあり、当時のことはよく覚えている。

昭和37年の春にC市の住宅に転居し、ここでも集金人の女性が2か月か3か月に一度保険料を集金に来ていた。間違いなく保険料を支払ってきたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は39年4月に払い出され、任意加入資格取得日が同年4月1日となっていることが社会保険事務所の記録により確認でき、この払出時期においては、申立期間は国民年金未加入期間であることから、保険料を納付できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間の手帳記号番号払出簿の内容確認及び複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事

情は見当らなかつた。

さらに、申立人は保険料納付について、A市在住時は、姉と一緒に自宅にきた集金人に納付したとしているが、A市においては、集金人による保険料収納が行われるようになったのは昭和37年9月以降のことであり、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人は、昭和37年4月にC市に転居してからも引き続き保険料を集金人に納付したとしているが、国民年金の住所変更手続きをしたとする夫の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿など）も無く、このほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年5月までの期間、平成5年11月、平成7年10月及び同年11月までの期間、並びに平成9年5月及び同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年5月まで
② 平成5年11月
③ 平成7年10月及び同年11月
④ 平成9年5月及び同年6月

私の父は、国民年金保険料はきちんと納付するようにと常日ごろから厳しく言っていた。

私の国民年金加入手続も父が市役所でしてくれて、私がか会社を幾度か辞めたときもその都度父が市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、母が各申立期間すべての保険料も支払ってくれていた。

母が支払ってくれていた保険料は自分が預金などから必ず父に渡していたことも記憶にあり、申立期間の保険料は納付しているはずなので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続は父親に、各申立期間の国民年金保険料の納付は母に任せていたとしており、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与していない。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする父親は、加入時の状況や国民年金への切替手続について、市役所で手続を行ったとするものの、手続の時期や内容についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、各申立期間の保険料額と異なっている上、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親からは事情が聴取できず、申立人の保険料納付の状況の詳細は不明である。

加えて、申立期間が4回と多い上、各申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿など）が無く、各申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

昭和42年ごろ、当時学生だった私に父（平成15年死亡、以下同じ。）が「おまえが就職するまでは私が国民年金保険料を支払っておくよ」と言ってくれ、父が私の国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。

また、帰省した際に父が支払ってくれていた保険料の領収書を見せてもらった記憶がある。

申立期間の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の父親が行ったとしているところ、その父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父も既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録からは申立人の国民年金の加入が確認できないところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及び複数の読みによる氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間は2年5か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から50年11月まで

昭和45年4月ごろ、A市の住宅に引っ越した時に、国民年金保険料の集金をしていた住宅の自治会長に保険料を納付しないといけないと厳しく言われたので、保険料を納付するようになった。保険料は自治会長の家に持って行き納付し、その際に自治会長が大学ノートに会長の印を押していた。納付した期間については、後日市役所から領収書が送られてきていたと思う。

昭和50年12月に、国民年金手帳に領収印が無かったのでA市役所に出向いたところ、国民年金手帳の中を切り取られた記憶がある。そのときの担当者は、未納が有るとか無いとかそういう話は一切しなかった。

平成19年7月に年金記録の照会をしたところ、5つの期間が未加入若しくは未納とされていることが判明したが、昭和45年5月から50年11月までは自治会長に納付していたことをはっきり覚えている。

上記のとおり、申立期間については納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を自治会長に納付していたとしているところ、厚生年金保険被保険者である夫との結婚後の昭和44年2月に国民年金被保険者資格を喪失し、50年12月に任意加入被保険者資格を取得したことが特殊台帳により確認できることから、申立期間は、国民年金未加入期間であり制度上保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時居住していたとする住宅には昭和45年5月に転居したとしているところ、特殊台帳をみると、51年2月20日に不在復活された事跡が残されているとともに、住所変更年月日欄に「任意加入被

保険者資格取得 50 年 12 月 23 日」と記載されていることが確認できることを考え合わせると申立人は、同年 12 月 23 日に任意加入手続をしたときに、国民年金に係る当該住宅への住所変更手続も併せて行ったものと推定される。以上のことから、その住所変更手続前となる申立期間については、A 市国民年金担当部局は申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、同住宅の居住者とも認識し得なかった可能性があり、自治会長による集金対象とされていなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが別の手帳記号番号の払出しをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無かった。

加えて、申立期間は 67 か月と長期間である上、申立期間以外にも未納期間があり、それは合計 24 か月もある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間及び61年9月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和61年9月から63年1月まで

申立期間①については、昭和59年3月末にハローワークに雇用保険の手続に行った際に、職員から年金も手続するように言われ、すぐにA市役所で国民年金の加入手続をしたことを覚えている。国民年金の加入手続の際は、会社から返してもらった年金手帳をA市役所に持参した。国民年金保険料の納付時期については、明確な記憶は無いが、年1回納付書が届き、基本的に銀行や郵便局で毎月期限内に納付していた。

申立期間②については、昭和61年9月に会社を退職したことから、そのころにA市役所で申請免除の届出をしたことを記憶している。申請後、免除についての通知が届いた記憶は無い。免除申請については、その同年9月の手続以降には、行った覚えは無い。

申立期間については、納付しているはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、平成9年2月26日に国民年金第3号被保険者資格該当届出書に基づいて、さかのぼって昭和64年1月6日付けで資格を取得していることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間①及び②を含む同年1月5日以前の期間は国民年金未加入期間である。

また、申立人の申立期間①及び②の国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が記憶しているとする申立期間①の保険料額は、当時の保

険料とは異なり申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間②については、申立人は申請免除の届出をした記憶があるとしているところ、先述のとおり申立期間②は国民年金未加入期間であり、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成6年10月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて妻に任せていた。妻の記憶によると、昭和59年の日本国籍取得前後の時期に夫婦二人分の国民年金の加入手続をA市役所で行い、保険料は、国民年金加入当初から納付書を使用し毎月銀行の窓口で私の分と併せて夫婦二人分を納めていた。

以上の事情にかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付しており、60歳経過後も国民年金に任意加入して保険料を納付している。

しかしながら、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出対象者の記録から、平成7年12月ごろに夫婦連番で払い出されているものと推認され、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち、昭和58年4月から平成5年10月までの保険料は、制度上過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、従前氏名及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の妻の国民年金保険料も、申立期間は未納とされている。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入当初から保険料を毎月銀行の窓口で納

付していたと陳述しているが、A市では、昭和62年3月までは原則として、保険料を3か月単位で収納しており、同年4月から毎月単位の収納へ移行していることから、申立期間当初の58年4月から62年3月までの期間について、申立人の妻の陳述内容は当時の事情に符合しない。

加えて、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の妻も保険料納付に係る記憶が明確では無いことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年12月まで
昭和44年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、毎月A郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していたB地区が、行政区画再編によりC地区になる以前から国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、D市の行政区画再編は、昭和49年*月に行われており、申立内容と符合している。

しかしながら、申立人は、昭和45年1月ごろ、B区役所で国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年6月10日ごろにC区役所で払い出されていることが確認でき、申立内容と一致しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料について、毎月郵便局で納付書により納付していたと申し立てているが、申立期間当時におけるD市の保険料収納方法は印紙検認方式であり、原則として3か月単位で保険料を収納しており、申立内容は当時の状況と符合しない。

このほか、申立人から保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から50年12月まで
昭和50年に結婚し、その数年後、国民年金に加入した。加入後しばらくしてから特例措置の納付書が送られてきた。納付書は1枚で、納付金額は40万円から50万円ぐらいであった。

納付したのは妻であり、どこで納めたのかは覚えていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に結婚した数年後に国民年金に加入し、40万円から50万円を特例納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月に払い出されていることから、特例納付を行ったとすれば第3回特例納付期間（同年7月から55年6月まで）中であると考えられる。

しかしながら、特例納付の納付書は、被保険者から申し出がある場合に限りて被保険者あてに送付されるものであり、また、第3回特例納付期間に申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額は64万4,000円となるため、申立内容は当時の状況と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に一切関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶もあいまいであり、申立人及びその妻から保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、申立人の納付記録をみると、申立人は、昭和53年に催告書の送付を受けて、54年1月に申立期間直後の期間となる51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が記憶違いをしている可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1809

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年12月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和50年10月から一度も滞ること無く、私自らが国民年金保険料を納付してきた。保険料は、毎月の給料から納付書により銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和53年1月から現在に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和50年10月から一度も滞ること無く国民年金保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年6月10日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、制度上過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の納付記録をみると、手帳記号番号が払い出された昭和55年に催告を受けており、その時点で保険料の納付が可能な申立期間直後である53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合しない。

このほか、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から54年9月まで

昭和56年当時、マイホームの購入を予定していたため、厚生年金融資及び住宅金融公庫への融資を申し込んだところ、厚生年金融資を受けるには年金の払込月数が不足しているとのことであった。そこで、私に代わり妻が同年11月にA市役所で加入手続を行い、転職の狭間に納付していなかった52年8月から54年11月までの28か月分をまとめて納付した。

また、この点について、社会保険事務所の回答は、昭和54年10月から同年11月までの間の2か月分の納付が確認できたとのことであった。しかし、当時さかのぼった2か月分だけを納付し、残りの52年8月から54年9月までの間の26か月分を納付しなかった理由など見当たらない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、マイホームの購入に絡んで年金融資を申し込んだところ、その融資を受けるには年金の払込月数に不足があると聞き、そのため昭和56年11月に加入手続し、転職の狭間で納付していなかった期間について、まとめて過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、市の被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していた昭和56年11月に届出されていることが確認できる。この場合、届出時点では、申立期間は時効により、既に過年度納付もできない期間となっているほか、当時は、特例納付の実施時期にも当たっていない。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続した時期の昭和56年11月に申立期間直後の2か月分を過年度納付し、その時点では、厚生年金保険には連続した23か月の加入が認められる。一方、年金融資を受けるには、借入申込日の属する月の前月までの連続する24か月間が厚生年金保険の加入期間または

保険料納付済期間で満たされているものとする当時の年金福祉事業団貸付規定も認められる。これらの点を踏まえると、申立人は、この融資要件を満たすため、その時点で時効にも当たらない2か月分を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、氏名の別読みでの検索を行うも、申立人の別の納付記録は確認されないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの期間、40年1月から同年3月までの期間、41年2月から42年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間、54年7月から同年8月までの期間、55年9月及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和41年2月から42年3月まで
④ 昭和44年4月から45年3月まで
⑤ 昭和54年7月及び同年8月
⑥ 昭和55年9月
⑦ 昭和61年4月から同年6月まで

60歳を迎えたころにA社会保険事務所へ行き、年金を受け取れる年数を納めているかどうかを確認したところ、年金を受け取れる年数の19年には不足分があると教えてもらい、不足分を納めるように指導された。

その後、平成元年3月に昭和36年度分と48年前後1年間を一括で納めた領収書と年金手帳を持参し、B市役所へ受給手続きに行ったところ、係員から過去の未納期間について入金しないとその手続きはできないと指摘され、不本意ながら、出直し、その日のうちにそこの待合椅子のところで、窓口から出てきた係員にその保険料として10万円余りの現金を支払った。

しかし記録では、過去の未納期間について納付とはされておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、裁定請求の手続を行うため、平成元年3月にB市役所に出向いた際、申立期間である過去の未納分を納付しなければ手続は行えないと言われ、

10万円余りを現金で支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の裁定請求時期をみると、申立人の陳述どおり、平成元年3月11日に受付されていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、この手続時点において、すべての申立期間の保険料は、時効により、既に納付できない期間となっている。

一方、申立人の国民年金に係る納付記録をみると、60歳到達時点における納付期間は213か月間であり、旧法による老齢年金を受給するためには、納付期間が15か月不足していた。その後、高齢任意加入により、15か月分の保険料を納付しているが、このうち、申立期間⑦直後の昭和61年7月から62年3月までの9か月分は、過年度納付であることが社会保険庁の電算記録から確認できる。さらに、高齢任意による納付期間15か月分の保険料は合計10万8,300円であり、申立人が支払ったとする10万円とおおむね符合する。

これらの点を踏まえると、申立人は、旧法による老齢年金を受給すべく市の担当者から納付勧奨を受け、申立期間⑦直後の15か月分の保険料を一括納付したものと推定できる。

加えて、氏名の別読みによる検索を行うも、申立人の別の納付記録は確認できなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 7 月まで

昭和 53 年 3 月末に加入手続をし、年金手帳の交付を受けました。同時に任意継続健康保険の手続も終わり、国民年金保険料及び任意継続健康保険料を同時に支払っていました。その後、自身で会社を設立し自社の厚生年金保険に加入しました。

しかし、記録では、昭和 53 年 4 月から 54 年 7 月までの分が、未加入とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最初の国民年金資格取得日を見ると、昭和 61 年 4 月 1 日であることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、この手帳記号番号によっては、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続時期は、申立人の前後の第 3 号被保険者の記録から、当時在住の A 市において、昭和 62 年 2 月 27 日から同年 3 月 2 日までの間になされたものと推定できる。この場合、この手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

そこで、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には昭和 53 年 5 月 19 日にいったんは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、当該番号は「取消」の扱いがなされた形跡が認められる。この点については、社会保険庁の記録上、この手帳記号番号が欠番となっていること、また、A 市においても同様に、加入手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在であることと整合してお

り、いったんは払い出されたものの、納付がないまま何らかの事情により取消処理されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が納付したと陳述する月額保険料額 700 円ぐらいは、当時の国民年金保険料額 2,730 円又は 3,300 円と大きく食い違いがみられるほか、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年12月まで

A市に在住していたころ、妻が国民年金に夫婦二人分の加入手続をし、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていました。当時、生活に困っていた訳でもなく、未納とされていることが考えられないです。

しかし、記録では、昭和45年5月から48年12月までの分が、妻の記録では納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされているのが考えられず納得がいかないです。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、夫婦の加入手続時期をみると、申立人の妻が昭和45年7月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているのに対し、申立人は、それから4年以上後の49年8月に同番号の払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、申立人については、申立期間のうち、手帳記号番号払出時点から2年強以前の期間については、時効により、既に国民年金保険料を納付することができない期間になっている。

また、申立期間のうち、手帳記号番号払出時点から2年強さかのぼっての間について、過年度納付は可能であったものの、この間の申立人の妻の納付記録は、すべて現年度納付であることが市の電算記録から確認できる。この場合、当時は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の申立期間直後の納付記録をみると、昭和49年1月から同年3月までの3か月分の国民年金保険料を52年2月に過年度納付しているこ

とが、社会保険庁の特殊台帳及び市の被保険者名簿双方の記録において確認できる。一方、この期間についても申立人の妻は現年度納付であることが市の電算記録から確認でき、この点についても申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、この過年度納付時点においては、申立期間は時効により、既に国民年金保険料を納付できない期間になっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めて氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。また、申立人本人は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から同年10月まで

平成元年に会社を退職しました。その当時、市民税、府民税等たくさん支払うものがありました。その中に国民年金保険料もあつたのではないかと思います。納めた保険料がいくらだったのかは覚えていません。場所は分かりませんが銀行で納めたのではないかと思います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月から同年10月までの国民年金保険料について、市民税、府民税等たくさん支払うものがあり、その中に国民年金保険料もあつたのではないかと思い、銀行で納めたと思うと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、平成8年5月9日に手続を行っていることがA市の記録より確認できる。この場合、元年に保険料を支払ったとする陳述とは符合しない。

また、加入手続時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付できない期間に当たっている。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は加入手続時期や納付金額、納付場所等保険料納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1815

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から同年7月まで
働き出して給料が入ったので、いずれ納付するならと思いまとめて納めた。2年以内なら納付可能だということを知った。A社に勤め始めてから数か月後に納付書で納めた。バーコードが付いていた気がする。
でも、コンビニでは使用期限が過ぎていたため納付できず、市役所にまとめて納めに行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤め始めてから数か月後にコンビニエンスストアで納付書にて国民年金保険料の納付を行おうとしたが、納付書は使用期限が過ぎていたため納付できず、市役所にまとめて納めに行ったと申し立てている。

一方、申立人がA社に勤め始めたのは平成14年8月であることが、社会保険庁の電算記録から確認でき、この時点では、保険徴収事務はすべて社会保険庁に一元化されており、市役所で支払ったとする陳述とは符合しない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料納付書の裏面に、コンビニエンスストアで納付が可能であると記載されていたと陳述しているが、コンビニエンスストアでの納付が可能となったのは平成16年2月からであり、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

さらに、平成15年7月16日に保険料の納付督促のための戸別訪問を行った記録があり、この時点では申立期間の保険料は未納であったことが確認できる。この場合、申立期間の保険料を14年8月にA社に勤め始めて数か月後に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、氏名等による未統合記録の検索実施を行うも、その存在は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付うかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から48年1月まで

独身のころは、国民年金保険料を納めてこなかったが、結婚時に私だけ加入手続をしたことを覚えている。手続後は、私の保険料だけを女性の集金人に毎月きっちり納め年金手帳にスタンプを押してもらっていた。また、当時は若く主人の給料が安かったので主人の分は掛けられなくて、私だけはと思い私の分だけ掛けていた。

金額は、明確には覚えていないが安かったと記憶している。しかし記録では、昭和44年8月から48年1月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚時（昭和44年8月）に自分だけ加入手続をし、その後は、保険料を集金人に毎月きっちり納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和44年8月に夫婦連番で年金手帳記号番号の払出しを受けていることが払出簿の記録から確認できる。また、同払出簿を基に前後の加入者をみると強制適用者が散見される。これらの点を踏まえると、夫婦の加入手続は、市からの適用勧奨によりなされたものと推定できる。この場合、納付を前提に申立人のみ加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、納付意思の無い夫も併せて加入手続を行ったこととなり不自然さは否めない。

また、申立期間は4年度にまたがる42か月に及び、これほど行政が事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は納付金額に関する記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年2月まで
母が昭和36年4月ごろに、将来に備えてA市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は父が市役所で納付していたと聞いている。その後(40年ごろ)、私が支払いを引き継いだ。また、B市役所から私宛に「保険料督促状」を受け、私が市役所で納付した記憶が鮮明にある。保険料を納付したにも関わらず36年4月から42年2月までの期間を未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和36年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は父親が納付し、その後(40年ごろ)、自分が引続き保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人が申立期間当時居住していた住所地を管轄する複数の社会保険事務所において、昭和36年4月から42年3月までの間の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらなかった。この場合、申立期間は、未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、この点については、申立人の母親が加入手続を行ったとするA市及び申立人が父親から引き継ぎ、自分で納付を開始したとするB市において、国民年金に係る加入手続等を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在である状況と整合している。

さらに、未統合記録の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人本人は加入手続に直接関与していないほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

昭和42年7月に子が誕生し家を購入した。引っ越してすぐに女性の集金の方が訪ねて来て国民年金の加入を勧められて加入した。加入後は、主人の保険料と一緒に夫婦二人分を何か月かに1回集金人に納めてきた。

しかし、昭和42年7月から44年3月までの間、私の分だけ未納とされているのは納得がいかない。また、何年分かをまとめて集金の人に納めた記憶もあるが、納めた時期や金額は覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月に国民年金に加入し、その後は、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を定期的に集金人に納めてきたが、自分だけが未納というのは納得がいかないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の手帳記号番号は昭和44年6月6日に払い出されていることが払出簿の記録から確認でき、42年7月に国民年金に加入し、その後は、夫の保険料と夫婦二人分と一緒に現年度納付を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、何年分かをまとめて集金人に納めた記憶もあると申し立てている。

そこで、申立人の夫の納付記録をみると、昭和40年4月から44年3月までの4年分を49年12月に特例納付（附則第18条）していることが、特殊台帳の記録から確認できる。この点については、この納付時点において申立人の夫の年齢が46歳であったため、受給権（22年）確保のために特例納付を行ったものと推定できる。一方、申立人にはその必要性は無かったが、申立人が、このような納付の実情について何らかの誤解をしている可能性も否定できない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、まとめて納付した期間、納付の時期及び納付金額に関する記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和31年2月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月から39年2月まで
昭和31年2月から、妻が夫婦二人分の保険料をA市B地区の組長に支払っていた。当時、B地区では組長が住民の保険料をまとめて市役所に納付していた。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年2月から、妻が夫婦二人分の保険料をB地区の組長に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号をみると、現住所のC市において払い出されていることが確認でき、また、手帳記号番号前後の被保険者の記録を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、平成6年4月以降であることが推定できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金制度が発足したのは昭和36年4月であるため、申立期間のうち、同年3月以前の期間は国民年金の被保険者になることができない。

さらに、申立期間のうち、昭和36年4月以降の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年6月まで

昭和46年10月に結婚した後に、夫が私の母から「年金は、20歳になってから掛けているよ。」と聞いていた。また、結婚後も私の母が納付していたと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、申立人が20歳になってから母親が納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、昭和52年7月19日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、記録上、国民年金被保険者の未加入期間であることから、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立人の母親が保険料を納付していたと申し立てていることから、当時の具体的な納付状況等は不明であるほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年12月まで

私は、昭和44年6月に会社を退職した時、父から国民年金に加入していないと老齢年金が満額もらえないと言われ、退職後すぐに父か妻が加入手続をしてくれたと思う。保険料は父か妻が支払っていたはずで、領収証などは残っていないが、絶対に加入し、支払っていたはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月に会社を退職後、申立人の父又は妻が、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると申し立てており、加入手続及び納付に直接関与していないため、当時の具体的な状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年7月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳及びA市の被保険者名簿の納付記録をみると、昭和52年7月に、この時点で納付が可能であった50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、50年1月から保険料納付が開始されたものとみるのが相当である。

さらに、申立期間の保険料を納付できる別の手帳記号番号が払い出されていたかどうかについて氏名検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年12月まで

昭和44年5月に会社を退職後、A市役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。国民年金については、付加保険料のことも窓口担当者より聞き、付加保険料も支払うようにしたことを覚えている。

また、A県かB県か場所も納付時期もはっきりしないが、さかのぼって4万円ほど一括納付した記憶がある。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月に会社を退職後、A市役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の手帳記号番号は、53年5月にA市からB市に転入後の同年7月10日に、C社会保険事務所において払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付するためには、A市において別の手帳記号番号の払出しが必要となるが、D社会保険事務所において、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を確認したところ、それが払い出された形跡が無かったほか、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、納付場所及び納付時期は定かではないが、4万円程度の保険料をさかのぼって一括納付した記憶があると申し立てているところ、特殊台帳の納付記録をみると、B市に在住中の昭和53年12月に、その時点で、制度上、納付が可能であった51年1月から53年3月までの保険料をまとめて過年度納付していることが確認でき、その保険料の合計金額は4万6,500円であ

ることから、申立人が記憶する納付金額とほぼ一致している。

加えて、申立人は、申立人が加入手続したとする昭和44年5月に、付加保険料についても同時に加入手続したと申し立てているが、付加保険料制度が始まったのは45年10月からであり、申立内容と符合しない。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人が付加保険料の納付を開始したのは、再就職した会社を退職後、再びA市に転入し、国民年金に再加入した昭和58年5月からであることが分かる。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から60年9月まで

私は、昭和50年10月に結婚し、A県からB市に転居して以来、国民年金保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を納付してきた。

また、昭和50年当時、銀行か郵便局で国民年金の保険料を月4,300円ぐらい納付していた。上記期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月にB市C地区に転居して以来、国民年金保険料は夫の分と一緒に夫婦二人分を納付してきたと申し立てている。そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期を調査すると、B市C地区からB市D地区へ転居後の61年7月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する年金手帳に記載の最初の住所がD区であることとも符合する。この時点において、59年3月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、昭和63年1月28日に、その時点で納付が可能であった60年10月から61年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、同年4月から現年度保険料の納付が開始されたものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けた記憶は無いと陳述しているほか、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立人が納付を開始したとする昭和50年10月当時の保

険料月額を4,300円ぐらいであったと申し立てているが、当時は月額1,100円であり、申立人の記憶と符合しない。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年10月までの期間及び53年5月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年10月まで
② 昭和53年5月から56年12月まで

申立期間①は、当初、A市にある自宅兼店舗に訪れる集金人に保険料を納付していたが、途中で集金人が来なくなり、その後、督促かどうかは分からないが、何かの通知が来て、お金は私が用意して、母と妹に頼み、何年分か覚えていないが保険料を一括納付してもらったことがある。

また、申立期間②は、私が会社を辞めた後、自営業を始めたので、すぐに国民健康保険と同時に国民年金の手続きを行い、保険料を納付し続けていた。上記期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年6月から2年間ほどA市の自宅兼店舗でB業を経営していたとし、当初は訪れる集金人に保険料を納付していたが、突然来なくなったと陳述しているところ、A市の被保険者名簿をみると、47年2月にC市D地区（現在は、E地区）に転出した旨の記載がみられることから、以後A市の集金人が申立人宅を訪れなくなったものと考えられる。

一方、申立人の住民票は、同年同月に同じD市内であるが、市の被保険者名簿に記載の転出先住所と異なるF地区に転入したことが申立人の戸籍の附票により確認できるほか、申立人の所持する年金手帳の住所遍歴をみると、昭和49年9月にA市から当時の住民票の住所であるF地区に変更された記載がみられることから、この時点で初めて、C市役所において申立人に係る国民年金の届出が行われたものと推測され、その間、申立人には、E地区において国民年金保険料に係る納付の機会がなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の保険料を、自分がお金を用意し、申立人の母親及び妹に依頼して保険料を一括納付したと申し立てているが、納付時期については、申立人の妹が独身であった昭和 50 年以前であったとするのみで具体的な納付時期や納付金額、納付期間等の記憶が明確で無く、申立人の母親及び妹からも当時の状況についての陳述を得ることができなかった。

申立期間②については、申立人は昭和 53 年 5 月に会社を退職後、国民健康保険と同時に国民年金の再加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳をみると、昭和 49 年 11 月に国民年金の資格を喪失したことに加え、昭和 50 年度から 57 年度までの納付月数欄に国民年金の対象外であることを示すと思われる斜線がみられ、さらに昭和 53 年 5 月 21 日と記載した資格の再取得日に 59 年 8 月に進達した旨のゴム印が確認できることなどから、申立人はこの時期に国民年金の再加入手続を行い、さかのぼって資格を再取得したものと推定できる。このことは、49 年 11 月に国民年金被保険者の資格を喪失して以降、戸籍の附票によると F 地区から 59 年 2 月に G 地区に異動するまで、4 回、住所異動したことになっているにもかかわらず、申立人の年金手帳の住所変更欄の記録では、F 地区から同年 8 月に、直接、G 地区に変更されていることとも符合している。この時点において、56 年 12 月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられる。

また、同特殊台帳により、再加入手続の翌月である昭和 59 年 9 月に、この時点で納付が可能であった 57 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の保険料をまとめて過年度納付していることが確認でき、申立人が、申立期間①について一括納付したとする記憶は、当該まとめ払いと混同している可能性も考えられる。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月及び同年2月

私は、国民年金保険料を口座振替によって納付してきたが、申立期間は、残高不足で口座振替できなかったため、送られてきた納付書で、妻がコンビニエンスストアか郵便局で納付した。領収書はすべて1か月毎に破棄しているため無いが、間違いなく納付しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、残高不足で口座振替不能となった申立期間の国民年金保険料を、送付されてきた納付書で、申立人の妻がコンビニエンスストアか郵便局で納付したと申し立てており、納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の妻も納付場所や納付時期等について記憶が明確でないと陳述していることから、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立期間である平成19年1月及び同年2月の保険料が資金不足により振替不能となり、同年4月に同年1月分の納付書が発行され、同年5月に同年1月分及び同年2月分の納付書が発行されたことが確認でき、二度にわたって納付書が発行されたことになっているが、申立人は、領収証書はすべて1か月で破棄していると陳述しているため、破棄された領収証書の中に申立期間に係る保険料の領収証書が含まれていたかどうかについても不明である。

さらに、平成14年4月に国民年金保険料収納事務が社会保険庁に一本化されて以後は、保険料収納機関での収納事務や社会保険庁への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年10月から44年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和43年10月から44年8月まで

申立期間①及び②当時は、A市で元夫と居住し、3か月に1回程度自宅に来る女性の集金人に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人の元夫は申立期間の大半が国民年金の未加入期間であり、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間②の一部の期間については、申立人の元夫の保険料が納付済みとなっているが、同期間の保険料は、昭和44年11月にB県内で払い出された国民年金手帳記号番号で納付されていることから、A市に居住していた申立人が自身の保険料と一緒に夫婦二人分を納付したものとは考え難い。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1827

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年1月まで
私は出稼ぎの仕事をしていたため、母親が私の国民年金加入手続と20歳の時からの国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に母親が申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立期間は国民年金の未加入期間である上、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した平成10年2月16日時点では、申立期間は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間中に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで
私が20歳になった昭和62年に、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、母親が納付書により金融機関等で納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成3年8月ごろであり、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親の保険料納付に関する記憶もあいまいであるため、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から59年6月まで

昭和55年ごろに国民年金の加入手続をした際に、A市役所の職員から、今なら20歳までさかのぼって納めることができると言われ、その翌日ぐらいに金融機関において20歳までさかのぼって納付するために60万円を引き出して同市役所の窓口で同額の国民年金保険料を納付した。また、その後の保険料は、納付書により金融機関で納付していたと思う。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろにA市役所において昭和44年4月までの国民年金保険料60万円をさかのぼって納付し、その後の保険料は金融機関で納付していたとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和61年8月15日であり、この手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付制度は既に終了しているため、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた期間ではあるが、さかのぼって納付したとする金額は実際の保険料額と異なっている上、A市役所では特例納付保険料及び過年度保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から48年12月まで
昭和50年10月ごろに入院中の夫が国民年金の特例納付制度を知り、それまで加入していなかった国民年金に夫婦二人で加入するとともに、過去に未納であった国民年金保険料をすべて納付することとした。

私がA市役所に出向き、夫婦二人分の特例納付保険料10数万円を納付し、夫の名前が記載された1枚の領収書を受け取った。その後しばらくして、私の保険料のみ不足しているとの通知を受け、追加で数万円を納付した。

申立期間の保険料はすべて特例納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする時期は、特例納付が実施されていた期間であり、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であったが、申立てのA市役所では特例納付保険料及び過年度保険料を納付することはできない上、申立人が納付したとする保険料額は、実際の保険料額と異なっている。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を特例納付した際に夫の名前が記載された1枚の領収書を受け取ったとしているが、A市では、当時の領収書は国民年金手帳記号番号ごとに発行されるとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月ごろから27年3月ごろまで
大学に通学しながら、A社で仕事をしていた。給与明細書などの保険料控除を証明する資料は無いが、A社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、同社現会長の、「申立人は知り合いの息子で、申立人の母親から頼まれて雇ったことを覚えている。」との陳述から認められる。

一方、申立人のA社における在職時期については、同社の現会長及び申立期間当時の同僚で連絡のとれた者はいずれも覚えていないと陳述していることから、申立人が、申立期間において継続して同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

また、A社の現会長から、「社員については申立期間当時から現在に至るまで3か月の試用期間を設けており、申立期間当時は、試用期間中は社会保険に加入させていなかった。申立人は短期間しか勤めておらず、試用期間中に辞めたと思う。」との陳述を得た。

さらに、昭和26年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「自分の入社は昭和26年9月で、3か月間は試用期間であった。入社時期はメモとして残しているので間違い無い。」との陳述を得た。

加えて、申立期間において、厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白はみられなかった。

以上の事情から、申立人は、申立期間中においてA社に在職していたとしても、試用期間が終了する前に退職しており、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

夫とは婚約時から結婚後も揃って同じ年金制度に加入していた。申立期間はA社で夫と一緒に働いており、夫は、昭和 39 年 10 月 1 日から同社で厚生年金保険に加入しているのに、私の場合、同年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの 10 か月間が厚生年金保険未加入とされている。

夫と一緒に働き、同じように年金に加入していたと思っていたのに、自分だけ未加入とされている期間があるのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、同社の代表者の配偶者から、「時期ははっきり覚えていないが、結婚後、A社で勤務していたと思う」との陳述から認められる。

一方、申立人のA社における在職時期については、A社の代表者の配偶者は「覚えていない」と陳述しており、また、連絡のとれた複数の同僚からも「覚えていない」又は「夫より少し遅く、おなかの大きな時期であった」（申立人は、申立期間中の昭和 40 年 4 月 8 日に子を出産）との陳述しか得られず、申立人が、申立期間において継続して同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の被保険者資格取得日は社会保険庁の記録どおり昭和 40 年 8 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A社が、厚生年金保険適用事業所となった際の被保険者資格取得者に申立人の名前は確認できず、また、申立期間当時の厚生年金保険被保険者名

簿の健康保険番号に空白はみられなかった。

以上の事情から、申立人は、申立期間中においてA社に在職していたとしても、何らかの理由により厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 26 日から 36 年 2 月 21 日まで
② 昭和 36 年 2 月 27 日から 39 年 12 月 31 日まで

57 歳の頃、社会保険事務所で厚生年金保険加入期間について照会したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、身に覚えが無い。学校を卒業と同時に、人よりも3年早く社会に出て真面目に働き、皆が脱退手当金を受給していた時も、私は受給しなかった。真面目に働き、支払った大切なお金である。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和40年7月23日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に年月を示すと思われる「40.4」との記載が確認できる。また、同名簿に記載のあるほかの脱退手当金受給者についても「脱」表示の右に同様な併記が見られる。さらに、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、昭和40年4月3日付けで旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できる。これらのことから、申立人の脱退手当金が同年7月23日に支給決定されていることを踏まえると、「脱」の表示及び氏名変更は脱退手当金の請求受理に伴い記載されたと考えるのが相当である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 19 日から 41 年 4 月 10 日まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、昭和 39 年 3 月 19 日から 41 年 4 月 10 日まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答があった。

また、昨今の年金問題で、再度、年金加入記録を確認したが、同様の回答があった。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 41 年 4 月 10 日に退職したが、脱退手当金は請求した記憶も無く、受領していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 8 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(昭和 41 年から 43 年まで)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 13 人であり、うち 12 人が資格の喪失後約 5 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 15 日から 45 年 5 月 21 日まで
昨年の年金問題の際、不安になり社会保険事務所で自分の年金加入期間について照会したところ、昭和 43 年 3 月 15 日から 45 年 5 月 21 日まで勤務していた A 社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の支給日とされる昭和 45 年 7 月 16 日には、実家の B 市において、脱退手当金を請求した記憶も無く、受け取った記憶も無い。

A 社での厚生年金保険加入期間を被保険者期間として、回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 45 年 5 月 21 日に退職したが、脱退手当金は請求した記憶も無く、受領していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 7 月 16 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計 45 ページ(450 人)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期(昭和 44 年から 46 年まで)に受給要件を満たし資格を喪失した者 72 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 38 人であり、うち 34 人が資格の喪失後 4 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から25年4月21日まで
② 昭和29年9月17日から31年5月28日まで
③ 昭和31年7月20日から32年8月24日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、昭和22年7月1日から32年8月24日までの間に勤務した3社（4期間）のうち、A社及びB社の2社（3期間）について、同年10月22日に脱退手当金支給済みとの回答を得た。

また、B社を退職する直前の昭和32年8月8日に結婚しており、結婚後に脱退手当金を申請することはあり得ない。

脱退手当金が支給されたとの社会保険庁の記録には納得できないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載された欄の前後計75人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した21人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め15人みられ、うち13人が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年10月22日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から30年7月12日まで
昭和25年3月1日から30年7月12日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所で照会を行ったところ、当時の詳しい記録が無く、ほかの者と同様、退職時に脱退手当金をもらったのではないかとされた。
当時、退職金をもらった記憶は無く、また、当時の記録も無いのに、年金が支給されないのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載された欄の前後計198人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した27人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め18人みられ、うち15人が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年8月22日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 40 年 12 月 26 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 6 日から 47 年 4 月 18 日まで

社会保険事務所で年金記録を調査してもらった際、昭和 39 年 3 月 23 日から 47 年 4 月 18 日までの厚生年金保険加入期間について、同年 7 月 20 日に脱退手当金を受給したこととされているが、手続を行ったことも支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際には、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年7月20日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の2回の被保険者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を支給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月4日から33年7月22日まで

A社に勤務していた昭和27年10月4日から33年7月22日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年10月31日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後2ページ(100人)に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した者52人について、脱退手当金の支給状況を確認したところ、受給者は申立人を含め36人であり、うち31人が資格の喪失後約5か月以内に支給されていることのほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、同名簿を見ると、申立人の氏名は脱退手当金が支給決定された約1か月前の昭和33年10月2日に旧姓から新姓に変更されているが、申立人は同社に在職中の同年2月3日に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 32 年 11 月まで

私は、学校を卒業した後、A社に勤務していた兄の紹介で、同社に昭和31年5月から32年11月まで勤めていた。兄は同社で厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、事業所別被保険者名簿において申立期間当時に被保険者期間のある複数の同僚から、申立人が同社で勤務していたことを記憶しているとの陳述が得られたことから認められる。

しかし、同社からは、「申立人は、正社員、嘱託、パートなどの直接雇用者ではなく、個人事業者として当社の商品を仕入れ一般家庭顧客に販売する形態であり、販売差益が当人の収入となる個人事業主であった。」との回答があった。

また、上記の同僚からは、「私をはじめとして男性は、最初はB業務員として勤務することが多く、売上に応じて給与の支払額も変わり、厚生年金保険等の社会保険には加入していなかった。私は、昭和30年に結婚したのを契機に、会社に社員として勤務することを希望したために、厚生年金保険の被保険者となった。申立人とは一緒に雇われていたと思う。」との陳述が得られたほか、ほかの同僚も「兄のほうはC業務員として雇われ、弟は一緒にB業務員として働いていた記憶がある。」と回答している。

さらに、B業務員が厚生年金保険に加入していなかったことは、ほかの同僚の回答からも認められるほか、これらB業務員であったという同僚2人の同社における被保険者期間について、当該同僚自身が記憶している入社日からみ

て、採用当初の1年から2年程度の期間が未加入期間となっていることとも陳述内容は符合する。

加えて、申立人自身は、D業務をしていたと陳述しているものの、同社からは、「当時の現場ではB業務員が、E業務に伴いF業務等も行っていた。」との回答が得られた。

一方、申立人の兄については、複数名からC業務員として勤務していたとの回答が得られ、また、別の同社で被保険者の記録のある者が、自分の職種を「C業務員」であったと回答していることから、兄の被保険者記録を確認することができ、申立人には被保険者記録が認められないことは不自然ではない。

さらに、申立人自身は当時の給与額や給与からの保険料控除などについては記憶しておらず、同僚についても覚えていないことから当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月から25年12月まで
② 昭和26年8月1日から27年7月1日まで

私は、申立期間①はA社のB課で、申立期間②はC社でD業務員として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、これら申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のB課に申立期間①の昭和22年12月から勤務していたと申し立てているところ、当該期間に在職していた同僚からは、同社B課が発足したのは同年12月17日であり、申立人は当時在職していたとの陳述が得られたことから、同社での在職は推定される。

しかし、社会保険庁の記録をみると、申立人が勤務していたA社は適用事業所としての届出は行っておらず、昭和23年1月1日にE社に名称変更後に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が仕事内容及び雇用形態が同じであったとする当時の同僚の氏名は同社の被保険者名簿において確認することはできなかった。

さらに、申立人は、当時の従業員数は100名程であったと申し立てているが、同社の事業所別被保険者名簿をみると、申立期間当時の被保険者数は26名にとどまっており、当時は従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことが推認される。

加えて、同社全喪時の事業主に申立期間当時の保険料控除等について照会を行ったが「60年程前のことであるし、資料が残っていないので分からない。」との回答であり、当時の事情等を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立人は、申立期間②にC社において在職していたと申し立てしているところ、同社の事業所別被保険者名簿をみると、健康保険の資格取得日は昭和26年11月1日、資格喪失日は27年7月1日となっていることから、当該期間における在職が確認できる。

しかし、同社の事業所別被保険者名簿の適用年月日欄をみると、健康保険は昭和26年8月1日に適用と記載されているものの、厚生年金保険の適用年月日欄は空欄となっているほか、申立人を含む同僚全員の厚生年金保険記号番号欄はすべて空欄となっていることが確認でき、オンライン記録の検証を行っても、同社従業員の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも50年10月1日以降であることが確認できる。

また、社会保険庁の適用事業所名簿をみると、同社の適用年月日欄には「昭和26年8月1日」、「昭和50年10月1日」との二つの日付が記載されていることが確認できること、及び当時の事業主の妻の事業所別被保険者名簿をみても、その備考欄には「昭和50年10月1日厚年加入」との記載が確認できることから、当時の社長の子で平成16年の同社解散時の取締役の照会を行ったところ、「当時の社長夫妻は20年前に死亡しており、当時の保険料控除等の詳細については不明であるが、厚生年金保険は昭和50年に初めて加入した。」との陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 49 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間のうちの 2 年間程、A 社に勤務し、B 業務の補助業務をしていた。この期間についての厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職については、同社の申立期間当時の社長及び同僚の陳述により、申立人が申立期間において同社本社に勤務していたことが推定できる。ただし、その期間は数か月から 2 年程の間で特定できない。

しかしながら、同社が加入している C 厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の被保険者記録をみても、申立人についての記録は見当たらなかった。

また、同社の申立期間当時の社長は、申立人はアルバイトとして臨時的に雇用した者であり、同社が保管している昭和 38 年度分からの厚生年金保険の資格得喪に関する届出書類を見ても、申立人に関する記録は見当たらないと陳述している。

さらに、申立人が同じ B 業務を担当していた上司、同僚として名前を挙げた 2 名についても、申立期間において厚生年金保険に加入している記録は見当たらなかった。

加えて、申立期間当時の社長は、当時、B 業務担当者は本人の意思により社会保険に加入していなかったと陳述していることから、申立人はほかの B 業務担当者と共に厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 10 日から A 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入記録は 47 年 3 月 1 日からとされていた。このため、厚生年金保険の期間照会を行った結果、45 年 5 月 1 日から 47 年 2 月末日までの期間の加入記録が追加された。しかし、B 社の在職証明によると、私の在職期間は 45 年 3 月 30 日からとなっているので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、雇用保険の被保険者記録により確認できるほか、B 社発行の在職証明書により臨時雇用員として同社に在職していたことが確認できる。

ところで、A 社では、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日）」を定め、昭和 38 年 12 月から、臨時雇用員等が厚生年金保険に加入する道を開いており、C 共済組合では、支社などの単位で厚生年金保険の適用事業所となっていたところもあり、当該事業所において臨時雇用員として勤務し、勤務日数等の条件を満たしていた場合に、厚生年金保険の被保険者となることが可能であったとしている。また、A 社は昭和 38 年 11 月 1 日に新規適用となっている。

しかし、同社の人事記録等を管理している B 社 D センターは、詳細は不明としながらも、臨時雇用員は試用期間として一定期間、社会保険に加入していないことがあったと回答している。また、A 社の被保険者名簿により、申立人と同じく学校卒業後、臨時雇用員等として採用されたと思われる者 9 名の厚生年金保険加入記録をみると、申立人と同じ昭和 45 年 5 月 1 日に資格を取得して

いる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月から同年 7 月 6 日まで
② 昭和 34 年 7 月から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 39 年 12 月から 40 年 2 月まで
⑥ 昭和 41 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 42 年から 43 年ごろまで
⑧ 昭和 42 年ごろから 90 日間

申立期間①について、昭和 34 年 2 月から「A氏」のB船に乗船していた。C船だったので、船員保険の期間が2週間とされているが、その期間では戻れない。

申立期間②については、「D氏」のE船に昭和 34 年 7 月から乗船していた。同船もC船である。以下の乗船した船もC船である。

申立期間③について、「F氏」のG船に昭和 38 年 8 月から乗船していた。

申立期間④について、「H氏」のI船に昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで乗船していた。

申立期間⑤について、J社のK船に昭和 40 年 2 月まで乗船していた。

申立期間⑥について、「F氏」のG船に昭和 41 年 10 月から同年 12 月まで再度乗船していた。

申立期間⑦について、「L氏」のM船に昭和 42 年から 43 年ごろまで乗船していた。

申立期間⑧について、N社のD船に昭和 42 年ごろから乗船していた。

上記の各申立期間について、船員手帳は紛失して持っていないが乗船していたので、船員保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時のB船の船長は、「申立人の名前はうっすら覚えているが申立期間①に在職していたかは分からない、また、当時は1回の漁が10日から15日ぐらいの時もあったので申立人の船員保険の記録がおかしいとは思わない。」と陳述しており、申立人がB船に乗船しつつも船員保険に加入していなかった可能性は否定できない。

また、船主「A氏」の船員保険被保険者名簿を照合すると、申立人は昭和34年7月6日に船員保険被保険者資格を取得し、同年7月19日に同資格を喪失したと記されており、これは社会保険庁のオンライン記録と一致している。

申立期間②については、申立人が船主「D氏」のE船に係る船員保険被保険者資格を取得した昭和34年10月1日と同日付けで同資格を取得している被保険者が10名いるが、そのうちの1名からは、「私の船員手帳の乗船記録は昭和34年7月21日から35年3月4日までとなっており、船員保険の期間と乗船記録に違いがあるが、これは当時どこの船主でもあったことで特におかしいことではない。」との陳述が得られ、申立人がE船に乗船しつつも船員保険に加入していなかった可能性は否定できない。

また、船主「D氏」の船員保険被保険者名簿を照合すると、申立人は昭和34年10月1日に船員保険被保険者資格を取得し、35年6月21日に同資格を喪失したと記されており、これは社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、船主「D氏」の船員保険被保険者名簿では、申立期間②の期間に申立人の名前は見当たらず、被保険者証の払出番号に欠番は無かった。

申立期間③については、船主「F氏」に係る船員保険被保険者名簿に名前のある者12名中、連絡のできた当時のG船の船長及び同僚1名は申立人のことを覚えておらず、同船長からは、「乗船してもしばらくは船員保険に加入しないことはよくあることだ。」との陳述が得られ、申立人がG船に乗船しつつも船員保険に加入していなかった可能性は否定できない。

また、船主「F氏」に係る船員保険被保険者名簿を照合すると、申立人は昭和39年2月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月21日に同資格を喪失しており、これは社会保険庁のオンライン記録と一致している。

申立期間④については、申立人は「H氏」のI船に乗船していたと申し立てており、社会保険庁の船主記録を検索した結果から「H氏」は船主「*」と推定できるところ、この船主に係る船員保険被保険者名簿に名前のある者23名中、連絡ができた4名は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間④における在職は確認できなかった。

また、船主「*」に係る船員保険被保険者名簿を照合したが、申立期間④に申立人の名前は確認できず、被保険者証の払出番号に欠番は無かった。

申立期間⑤については、J社の船員保険被保険者名簿に名前のある者13名中、連絡ができた2名は申立人を記憶しておらず、申立期間⑤における申立人の在職は確認できなかった。

また、J社に係る船員保険被保険者名簿を照合すると、申立人は昭和39年10月2日に船員保険被保険者資格を取得し、同年12月6日に同資格を喪失しており、これは社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、J社の船員保険被保険者名簿をみると、申立人が申立期間⑤直前の昭和39年12月6日に船員保険被保険者資格を喪失しており、同人に係る記録の備考欄には「失業保険金」との押印が確認できることから、時期の特定はできないが、申立人はこの資格の喪失後に、失業保険金を受給していたと推定できる。

申立期間⑥については、当時のG船船長は、「乗船してもしばらくは船員保険に加入しないことはよくあることだ。」と陳述しており、申立人がG船に乗船しつつも船員保険に加入していなかった可能性は否定できない。

また、申立人は申立期間⑥の間、「F氏」のG船に乗船していたと申し立てているところ、同期間において、船主「F氏」のG船に係る船員保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、被保険者証の払出番号に欠番は無かった。

申立期間⑦については、申立人はM船に乗船していたと申し立てているところ、M船の船員保険被保険者名簿に名前のある者22名中、連絡ができた3名は申立人を記憶しておらず、申立期間⑦における申立人の在職は確認できなかった。

また、前述の同僚1名は、「乗組員はすぐに辞めることも多かったので、乗船したとしても船員保険に加入しないことがあった。」と陳述している。

さらに、M船の船主「L氏」の船員保険被保険者名簿を照合したが、申立人の名前は見当たらず、被保険者証の払出番号に欠番は無かった。

申立期間⑧については、申立人はN社のD船に乗船していたと申し立てているところ、N社のD船は昭和35年10月5日に新規適用となり、40年5月30日に全喪失、この後も再適用されていないため、申立期間⑧は船員保険が適用されていない期間である。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、共通して、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名の別読みによる検索を行ったが、各申立期間について申立人の記録は見当たらなかった。

また、申立人は、すべての申立期間について、P県Q港及びR港でC船に乗船したと申し立てているところ、Q協同組合及びP県S協同組合及びR協同組合の各組合からは、当時の船員保険の加入手続に組合は関与しておらず、各船主が加入手続を行っていたが、船主の中には船員保険に加入させない取扱いを行っている者もいたと聞いているとの回答が得られた。このことから、申立人はそれぞれの申立期間において何らかの事情により、船員保険に加入しない取

扱いであった可能性は否定できない。

さらに、申立人は保険料控除について、「給与明細はもらっていない。給与から保険料が引かれていたかは分からない。」と陳述している。

このほか、申立人が各申立期間のすべてにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から30年10月まで
昭和25年4月から30年10月まで、A市にあったB社施設であるC事務所でD業務従事者として勤務していた。
この勤務期間について、厚生年金保険加入事実を確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるC事務所での在職については、申立人が同僚と陳述している3人全員について、C事務所での厚生年金保険の加入記録が確認できること、及び申立人の陳述内容が具体的であることから、時期は特定できないものの推定できる。

ところで、申立人は学校を卒業後、父の知人の紹介でC事務所内で働くこととなり、雇用条件は分からないが、当時はD業務従事者と呼ばれていたとしている。

一方、申立人が同僚と陳述している3人について、申立期間と同時期における厚生年金保険加入記録をみると、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返しており、未加入の期間もみられる。

このことから、上記の3人の者がC事務所内のどの事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したかを特定しようとしたが、行政機関等には事業所を特定できる資料が無く、また3人のうち生存する2人に直接聞き取りを行ったが、有用な情報は得られなかった。

また、昭和26年7月に、B社施設で働く労務者について、健康保険及び厚

生年金保険の適用の見直しが行われ、上記の労務者のうち、いわゆるE業務従事者及びF業務従事者については、同年7月1日以降は厚生年金保険の強制被保険者とはならないものとされている。

申立人の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失が繰り返されていることや上記の厚生年金保険の適用の見直しなどのことを踏まえると、C事務所では、勤務する事業所や時期により厚生年金保険への加入の取扱いに差異を設けており、申立人については、何らかの事情により、厚生年金保険への加入を行わない取扱いをしていたと考えるのが相当である。

さらに、C事務所の従業員関係の労務管理を所管していたG労務管理事務所の関係索引簿、同事務所の記録を引き継いでいるH労務管理機構の記録、及びI社会保険事務所が管轄するJ索引簿を縦覧調査したが、これらの帳簿には申立人の氏名は無かった。

加えて、申立人の厚生年金保険の保険料控除に関する記憶や、そのほかの公的控除に関する記憶も曖昧である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 7 月 21 日から 55 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 57 年 3 月 15 日から 58 年 10 月 8 日まで
④ 昭和 59 年 10 月 29 日から 60 年 2 月 21 日まで
⑤ 昭和 61 年 3 月 2 日から同年 9 月 29 日まで

昭和 50 年 9 月 1 日から 57 年 7 月 26 日まで継続してA社に勤務していたが、51 年 9 月 21 日から 52 年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 21 日から 55 年 10 月 25 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①及び②)。

また、昭和 57 年 3 月 15 日から 62 年 4 月 30 日まで継続してB社に勤務していたが、57 年 3 月 15 日から 58 年 10 月 8 日までの期間、59 年 10 月 29 日から 60 年 2 月 21 日までの期間及び61 年 3 月 2 日から同年 9 月 29 日までの各期間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間③、④及び⑤)。

いずれの期間においても、働き始めてからすぐに会社から健康保険証を渡され、社会保険料も控除されており、入社してからずっと常勤であり、途中で途切れること無く勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に継続して在職していたと陳述しているところ、昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 1 月 10 日までの期間については、同社での雇用保険加入記録により、申立人は同社に勤務していたと推定できるが、この雇用保険被保険者資格喪失後の同年 1 月 11 日から同年 4 月 30 日までの期間については、厚生年金保険加入記録によりこの期間の在職確認できる者 2 人は、申立人のことを覚えていないとしており、この期間の在籍は確認できない。

一方、申立期間②については、A社における同期間の在職が厚生年金保険加入記録により確認できる者であって申立人が同僚としている者が、申立人

の同社での在籍を陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人は同社に在籍していたと推定できる。

しかし、申立人はA社ではC業務員として勤務しており、D証が無いとC業務に従事できなかったと陳述しているところ、申立人に係るD証の登録原簿をみると、昭和52年2月10日から同年4月12日までの期間及び55年3月8日から同年10月14日までの期間については申立人のD証の登録は途切れており、継続して同社に勤務していたとする申立人の陳述は不自然である。

また、D証の交付から返納の事務について、A社において昭和55年から管理職として同社の社会保険関係事務を担当していたとする者は、事業主がEセンターにC業務従事者の登録を届け出ることによりEセンターからD証が交付され、また、事業主がEセンターにこの登録抹消を届け出の際にD証をEセンターに返納することになっているが、事業主及び従業員の事情により雇い止め後直ちにD証を返納できない場合もあり、D証の交付から返納までの期間は実際の雇用期間とは異なる場合があるとしている。

さらに、上述のA社の社会保険関係事務担当者は、同社では従業員本人の申出により厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っており、資格の無い従業員の給与から保険料を控除することは無いと陳述している。

加えて、現在のA社の社会保険関係事務担当者は、当時の書類等は保存しておらず、その当時のことは分からないとしており、申立人の同社での厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び陳述は得られなかった。

申立期間③、④及び⑤については、申立人はB社に継続して在職していたと陳述しているが、申立人の同社での厚生年金保険加入記録は同人の雇用保険加入記録と一致しており、同社の総務部長も上述のA社の社会保険事務担当者と同様に、D証に記されている期間は実際の雇用期間とは異なる場合があり、既に退職している者のD証をEセンターに返納せずに同証が一定期間手元に残っていたこともあったとしている上、同社では申立人が申立期間に在籍していたことを示す関連資料（人事記録、賃金台帳等）を保存しておらず、同僚からの申立人の在籍に係る陳述も得られなかったことから、申立人の同社における在籍は確認できなかった。

また、B社が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届、同資格喪失届の事業所控えをみると、その資格の得喪年月日は社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで

A社での厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に調査を依頼したところ、昭和 19 年 10 月 1 日に資格を取得し、20 年 9 月 1 日に資格を喪失しているとの回答であった。

A社での勤務期間についてははっきり記憶していないが、途中で別の事業所で約 1 年間勤務していた外は、B社で勤務する少し前の昭和 33 年 3 月 31 日まで、同社に勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者名簿及び元従業員の陳述を基に、75 人の連絡先を調査し、そのうち連絡の取れた 17 人に対してヒアリングを行ったが、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを示す関連資料や陳述は得られず、在籍に係る周辺事情も見当たらなかった。

また、A社から提出された、同社従業員の社会保険加入期間に関する資料では、申立人の厚生年金保険加入期間の記録は、社会保険庁の記録と符合している上、同社は、申立人に係る社内記録はこのほかには無いと回答している。

さらに、申立人の申立期間当時の記憶は定かでなく、申立人からは在籍及び保険料控除についての具体的な陳述は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間中の約 1 年間は別の事業所で勤務していたと陳述しているものの、申立人からはこの事業所に関する具体的な陳述が得られず、この事業所勤務を端緒とする関連調査は行えなかった。

このほか、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。